# 平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果

2020年(令和2年)10月

中国地方弁護士会連合会 広島弁護士会 岡山弁護士会

# 【目次】

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象	4
1 本集計及び分析の趣旨	5
2 本集計及び分析の対象とした相談データ	5
第2 本集計及び分析の方法並びに留意点	6
1 本集計及び分析の方法	7
2 留意点	15
第3 広島県及び岡山県の情報並びに各県における西日本豪雨による被害の状況	18
1 広島県	19
(1) 広島県の情報	19
ア 広島県の自治体及びその位置	19
イ 広島県の人口	20
(2) 広島県における西日本豪雨による被害の状況	21
ア 河川	21
イ 土砂災害	24
2 岡山県	25
(1) 岡山県の情報	25
ア 岡山県の自治体及びその位置	25
イ 岡山県の人口	26
(2) 岡山県における本件豪雨による被害の状況	27
ア 河川	27
イ 土砂災害	29
第4 本集計及び分析の結果	30
1 広島県	31
(1) 全体の相談内容の傾向	32
(2) 相談内容の概要	34
ア 工作物責任・相隣関係	34
イ 公的支援制度	41
ウ 不動産所有権	44
エ 建物の賃貸借	48
オ その他の契約問題	50
カ 既往の借入金	51
キ 土地の賃貸借	51
(3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移	53
(4) 被災地域による集計及び分析	54

ア 相談の被災地域別構成比及び人口に対	対する相談件数の比率	54
イ 被災地域ごとの相談内容の傾向		57
(5) 年代による集計及び分析		59
(6) 相談時の居所ごとの相談内容の傾向		60
(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の	)内容の傾向	61
ア 営農者が当事者である相談		62
イ 営農者以外の事業者が当事者である村	目談	64
(8) 相談者が本無料相談を知った経緯につい	vc	66
ア 全体の傾向		66
イ 相談者が本無料相談を知った経緯の年	F代ごとの傾向	67
2 岡山県		68
(1) 全体の相談内容の傾向		69
(2) 相談内容の概要		71
ア 既往の借入金		71
イ 工作物責任・相隣関係		80
ウ 公的支援制度		84
エ 不動産所有権		89
オ 新たな融資		92
カ 保険		93
キ その他の契約問題		93
(3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移		95
(4) 被災地域による集計及び分析		96
ア 相談の被災地域別構成比及び人口に対	対する相談件数の比率	96
イ 被災地域ごとの相談内容の傾向		98
イ 倉敷市真備地区を被災地域とする相談	炎の内容の傾向の3か月ごとの推移	99
(5) 年代による集計及び分析		100
(6) 相談時の居所ごとの相談内容の傾向		102
(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の	)内容の傾向	104
(8) アルミ工場爆発事故に関する相談の傾向		
ア 相談内容の傾向		107
	系る当事者の相談時の居所別構成比	
(9) 相談者が本無料相談を知った経緯につい		
イ 相談者が本無料相談を知った経緯の年	F代ごとの傾向	110

【中国地方弁護士会連合会】平成30年7月豪雨無料法律相談データ集計及び分析結果〔2020年10月〕

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象

### 1 本集計及び分析の趣旨

広島弁護士会及び岡山弁護士会は、平成30年7月豪雨(2018年6月28日から同年7月8日にかけて台風第7号及び梅雨前線等の影響により西日本を中心に全国的に広い範囲で記録された集中豪雨。以下「西日本豪雨」という。)による災害に関し、それぞれ、発災直後から継続的に、電話(弁護士待機型)及び面談による無料法律相談(以下、総称して「本無料相談」という。)を実施している。

当連合会は、本無料相談において相談担当弁護士が相談票に記入した内容を基に、本無料相談に寄せられた相談に関するデータを集約した上でその集計及び分析を行っており、今般、本報告書をもって、その結果を公表するものである(本報告書において、本公表に係る集計及び分析を「本集計及び分析」という。)。

# 2 本集計及び分析の対象とした相談データ

■ 期間 : 2018年7月の各相談開始日から2019年9月30日まで

■ 件数 : 次の各表に記載のとおり

# ■ 電話相談 1

実施弁護士会	受付弁護士会	件数	件数 合計
広島弁護士会	広島弁護士会	601 件	906 件
以 局 并 護 上 云	東京三弁護士会	305 件	906 14
岡山弁護士会	岡山弁護士会	893 件	1 010 <i>(</i> H
	東京三弁護士会	117 件	1,010 件
東京三弁護士会において受け付けた相談 のうち実施弁護士会が不明のもの			13 件

### ■ 面談相談

実施弁護士会件数 合計広島弁護士会2,468 件岡山弁護士会617 件

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会は、本無料相談のうち電話相談に関する広島弁護士会及び岡山弁護士会への支援として、本無料相談に係る各弁護士会の電話番号への架電数が各弁護士会の設置する回線数を超えた場合に、そのオーバーフローを東京都千代田区霞が関一丁目1番3号所在の弁護士会館内において着信転送により受け付ける仕組みを設け、2018年7月18日(水)から同年12月27日(木)までの間、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会(併せて「東京三弁護士会」という。)の弁護士がその相談対応を行った。

【中国地方弁護士会連合会】平成30年7月豪雨無料法律相談データ集計及び分析結果〔2020年10月〕

第2 本集計及び分析の方法並びに留意点

### 1 本集計及び分析の方法

- (1) 集計及び分析を行った事項
  - ア 本集計及び分析においては、本無料相談に寄せられた相談のうち、相談に 係る当事者の被災地域が広島県又は岡山県に所在するものに関し、県ごとに、 次の事項について集計及び分析を行った。
    - (ア) 相談全体の内容の傾向
    - (イ) 相談全体の内容の傾向の3か月ごとの推移
    - (ウ) 県内の行政区域による集計及び分析
      - a 各行政区域を被災地域とする相談の件数が県又は市全体の相談件数に 占める割合(各行政区域の相談の、県又は市全体の相談における構成比)
      - b 各行政区域の被災地域とする相談の件数の、当該行政区域の人口に対する 比率
      - c 各行政区域を被災地域とする相談の内容の傾向(行政区域ごとの相談内容の傾向)

行政区域としては、市町のほか、広島県では広島市の行政区(中区・東区・南区・西区・安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区)、岡山県では倉敷市の地域及び地区(倉敷地域・児島地域・玉島地域・水島地域・庄地区・茶屋町地区・船穂地区・真備地区)について、それぞれ上記の集計及び分析を行った。

### (エ) 年代による集計及び分析

- a 各年代の相談件数が全体の相談件数に占める割合(構成比)
- b 各年代の相談の内容の傾向
- (オ) 相談時の居所による集計及び分析
  - a 相談に係る当事者の相談時の居所(自宅・自宅以外(避難所・仮設住宅・ その他)) ごとの相談件数が全体の相談件数に占める割合(構成比)
  - b 相談時の居所ごとの相談内容の傾向
- (カ) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向

本無料相談に寄せられた相談の中には、相談票の「相談内容の概要」欄、「助言内容の要旨」欄及び「事業種別」欄の各記載の全部又は一部から、相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談もある。上記ア・オの集計及び分析は、相談に係る当事者が事業者であるか否かを区別せずに行ったものであるところ、これらとは別に、相談に係る当事者が事業者であることを相談票の記載から判別することができる相談を対象として、その内容の傾向に関する集計及び分析を行ったものである。

なお、相談に係る当事者が事業者であるが相談票の記載からはそのことが 判別できないという相談もあると思われるところ、このような相談は上記の 集計及び分析の対象に含まれていないことに留意されたい。

- イ さらに、岡山県では、同県総社市所在の製鋼用アルミニウム脱酸剤製造工場 (以下「アルミ工場」という。)において西日本豪雨による浸水のために爆発 事故が発生したことから、岡山県を被災地域とする相談についてのみ、アルミ 工場爆発事故に関する相談の内容の傾向について集計及び分析を行った。
- ウ また、広島弁護士会及び岡山弁護士会がそれぞれ受け付けた相談(電話相談については各弁護士会が設定した電話番号に架電のあった相談)に関し、その 相談者が本無料相談を知った経緯について、次の集計及び分析を行った。
  - (ア) 相談者が本無料相談を知った経緯の傾向
  - (4) 各年代の相談者が本無料相談を知った経緯の傾向及びその比較
- (2) 相談内容の傾向の集計及び分析の前提としての相談内容による相談の分類 本集計及び分析においては、相談内容の傾向について集計及び分析を行うに 当たり、まず、一般的に災害発生時に弁護士会に寄せられる相談の内容の傾向を 踏まえて21の類型(以下「相談類型」という。)を設定し、相談類型によって はその内部で更に類型(以下「小類型」という。)を設定した上で、本無料相談 に寄せられた全ての相談を、相談類型及び小類型に従って分類した。

相談類型及び小類型並びにその各定義は、次表に記載のとおりである。

	相談類型	定義
① 不動産所有権		土地若しくは建物の所有者、その親族又は 当該不動産の取得予定者が、当該不動産に 関し、西日本豪雨に関連して直面している 問題に関する相談
	1-1 工事の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該 建物若しくは地盤に関する工事の請負人が 責任を負うべき瑕疵が存在する、又はその 可能性があるとする相談
	1-2 売買の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該 建物若しくは地盤の売主若しくはその売買の 媒介業者が責任を負うべき瑕疵が存在する、 又はその可能性があるとする相談 売主又は媒介業者に説明義務違反があった とする相談も本相談類型に分類する。

1-3	共有不動産	共有不動産(遺産分割が未了のため登記上の 所有名義が被相続人名義のまま変更されて いない不動産を含む。)に関し、その共有者 の一部が西日本豪雨に関連して直面している 問題に関する相談
1-4	区分所有権	分譲マンションその他の区分所有建物に 関し、その専有部分の区分所有者が西日本 豪雨に関連して直面している問題に関する 相談
1-5	境界	西日本豪雨に関連して所有する土地の境界 に関して生じた問題に関する相談
		本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談
1-6	その他	例えば、次のような相談を本小類型に分類する。  ・所有する不動産が西日本豪雨のために毀損されたがどうすればよいか、西日本豪雨のために毀損された不動産を売却若したいが、西日本豪雨のために毀損された不動産をしたがである。  ・断ちはよいか、西日本豪雨のために毀損された所有建物を解体したがといった相談 ・抵当権が設定された場合、又は当該といる、当該抵当権の取扱いに関する相談 ・所有を解体し再築するに際して、所有権の制限に関する相談 ・事理弁識能力が十分でない親族が所有する建物を解体することの可否や解体の手続を尋ねる相談
	所有不動産が西日本豪雨のために毀損されたことに関連して近隣に所在する不動産の所有者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談は、[⑥工作物責任・相隣関係] に分類する。	
•	所有不動産が西日本豪雨のために毀損された場合の当該不動産の住宅ローン に係る借入金に関する相談は、〔⑦既往の借入金〕に分類する。	
*	新築建物の完成後又は不動産売買契約の締結後、目的不動産の引渡し前に、 当該目的不動産が西日本豪雨のために毀損された場合に関する相談は、〔⑬ その他の契約問題〕に分類する。	
	所有不動産が西日本豪雨のために毀損された場合の公的支援制度に関する 相談は、〔⑲公的支援制度〕に分類する。	
② 車・	船等の所有権	自動車若しくは船舶の所有者、その親族又は 当該自動車若しくは船舶の取得予定者が、

		当該自動車又は船舶に関し、西日本豪雨に関する大力が
		関連して直面している問題に関する相談 預貯金通帳又は有価証券に関し、西日本豪雨
3	預金・株式等の資産	に関連して直面している問題に関する相談
4	土地の賃貸借	西日本豪雨発生前に締結した土地の賃貸借 契約又は使用貸借契約に関し、西日本豪雨 に関連して生じた問題に関する相談
		相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人 であるかを問わない。
5	建物の賃貸借	西日本豪雨発生前に締結した建物の賃貸借 契約又は使用貸借契約に関し、西日本豪雨 に関連して生じた問題に関する相談
		相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人 であるかを問わない。
6	工作物責任・相隣関係	西日本豪雨のために所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損され、又は他者が所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損されたことに関連して当該他者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談
	6-1 妨害排除・予防	西日本豪雨のために、自身が所有又は管理する土地に他者所有地から土砂や木、毀損された建物の塀や石垣等が流入した(反対に、自身が所有又は管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した)場合、若しくは隣家が毀損されて相談者の居住建物に倒れかかっている(反対に、相談者の居住建物が隣家に倒れかかっている)場合に採るべき対応や責任の所在、又は、西日本豪雨のために上記の被害が発生するおそれが生じている場合に採るべき対応や責任の所在といった、妨害の排除や予防に関する相談
	6-2 損害賠償	西日本豪雨のために、自身が所有又は管理 する土地に他者所有地から土砂や木、毀損 された建物の塀や石垣等が流入した(反対 に、自身が所有又は管理する土地から他者 所有地に土砂等が流出した)場合、自身が 所有する建物に屋根瓦の落下や塀の倒壊が 生じ、これを原因として他者所有の建物や 自動車、車庫、物置又は設備(室外機等) を毀損した(反対に毀損された)場合、又 は、集合住宅において上階に漏水が生じて 被害を受けた(反対に、漏水により下階に 被害を与えた)場合における、損害賠償に

			関する相談
	6-3 営	· 造物責任	所有不動産が毀損されたことが道路、河川 その他の公の営造物の設置若しくは管理の 瑕疵によるものである場合又はその可能性 がある場合の国又は公共団体の賠償責任に 関する相談
			本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談
	6-4 ~	の他	例えば、次のような相談を本小類型に分類する。 ・隣地との間にある塀や擁壁(隣地所有者との共有又は所有者不明)が西日本豪雨のために毀損された場合における対応や修理費用の負担者に関する相談 ・近隣の他者所有建物の解体又は修繕工事に関する相談 ・居住建物の解体又は修繕工事に伴う近隣の他者所有地への立入り等に関する相談
⑦ 既往の借入金		借入金	西日本豪雨以前に借り入れた住宅ローン若 しくは自動車ローンに係る借入金又は事業 資金その他の借入金について、西日本豪雨 のためにその残債務の返済に関して生じた 問題に関する相談
			「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「被災ローン減免制度」という。)に関する相談は、本相談類型に分類する。
		7-1 住宅ローン	西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る 借入金に関する相談
		7-2 自動車ローン	西日本豪雨以前に契約した自動車のローン 又はリースに関する相談
	内容	7-3 事業資金	西日本豪雨以前に事業資金として借り入れた 金員に関する相談
		7-4 その他の借入金	本相談類型に分類される既往の借入金に関する相談のうち、上記 3 つの小類型の債務 種別以外の種別の借入金に関する相談
			例えば、貸金業者からの借入金、信販会社 の立替金に係る返還債務、並びに、太陽光 発電システムの導入費用のローン(ソーラー ローン)、教育ローン及び給湯器設置費用 のローンに係る借入金に関する問題は、本 相談類型に分類する。

	手続	7-5 GL の手続	専ら被災ローン減免制度の手続に関して 質問をする相談
	7-6 金	融機関からの相談	債権者である金融機関の担当者からの相談
8	新たな	融資	西日本豪雨に関連して新たな融資を受ける 必要が生じた場合において、これを受ける ことの可否若しくは手続に関する相談又は これを受けるための制度に関する相談
9	債権回	収	西日本豪雨に関連して債権の回収に関して 生じた問題に関する相談
10	保険		西日本豪雨に関連して生命保険、損害保険 又は各種共済に関して生じた問題に関する 相談
(1)	労働問	題	西日本豪雨に関連して労働契約に関して生 じた問題に関する相談
	11-1 角	解雇・退職勧奨	西日本豪雨に関連して、使用者が労働者に 対して解雇又は退職勧奨その他の労働契約 を終了させる旨の意思表示をし、又は今後 これをする可能性があることに関する相談
	11-2 1	<b>賃金不払</b>	西日本豪雨に関連して、使用者による賃金 の全部又は一部の不払いが生じ、又は今後 その不払いが生じる可能性があることに関 する相談
	11-3 🕏	木業手当	西日本豪雨に関連した休業手当に関する相談 その他西日本豪雨に関連して使用者の判断に より休業となったことに関する相談
	11-4 🗦	労働安全衛生・労働災害	西日本豪雨に関連して労働災害が発生し、 若しくはそのおそれが生じたことに関する 相談、及び、西日本豪雨に関連した労働者 災害補償保険の給付を受けることの可否に 関する相談
	11-5	労働条件変更	労働契約において定めた賃金、労働時間若 しくは休暇その他の労働条件のいずれかに ついて、西日本豪雨に関連して、使用者が 一方的にこれを引き下げた旨の取扱いをする こと、又は、使用者若しくは労働者の一方 が他方に対してこれを変更する旨の意向を 示すことに関する相談
	11-6	その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談
12	悪質商	法・消費者被害	西日本豪雨に関連する悪徳商法又は不審な 契約勧誘に関する相談

③ その他の契約問題	西日本豪雨に関連した契約問題に関する相談 のうち、上記① - ⑫の相談類型のいずれにも あてはまらない相談
13-1 請負・売買等の危険負担	注文した工事が未完成若しくは完成後引渡し前の段階において西日本豪雨が発生し、又は 売買契約の締結後その目的物の引渡し前に 西日本豪雨が発生し、当該契約の目的物に 被害が生じたことに関する相談
	例えば、自宅建物の建築工事請負契約又は 売買契約において上記事態が発生したこと に関する相談は、本相談類型に分類する。
13-2 その他発災前に締結した契約	西日本豪雨が発生する前に締結され、かつ 西日本豪雨の発生時に存続していた契約に 関し、西日本豪雨に関連して発生又は発覚 した問題に関する相談
13-3 発災後に締結した契約	西日本豪雨の発生後に西日本豪雨に関連して 締結され、又は締結が検討されている契約 に関する相談
④ 親族間の問題	西日本豪雨に関連して生じ、又は深刻化した 親族間の問題に関する相談
14-1 夫婦間の問題	西日本豪雨に関連して生じ、又は深刻化した 離婚その他の夫婦間の問題に関する相談
14-2 成年後見	西日本豪雨に関連した成年後見制度の利用 の要否又は利用の手続に関する相談
14-3 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談
⑤ 相続	西日本豪雨に関連して生じた相続に関する 相談
15-1 行方不明	親族が行方不明の場合に関する相談(民法第30条所定の失踪宣告制度又は戸籍法第89条所定の認定死亡制度の利用が検討され得る相談)
15-2 相続放棄	相続放棄の要否、可否又はその手続に関する 相談
15-3 相続登記未了不動産	登記上の所有名義が既に死亡した者のまま 変更されていない不動産に関する相談
15-4 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談
⑥ 刑事	西日本豪雨に関連して、犯罪をなし、又は その嫌疑をかけられたことに関する相談、 及び、犯罪被害を受けたことに関する相談

⑰ 外国人	西日本豪雨に関連する外国人特有の問題に 関する相談
18 税金	西日本豪雨に関連した税金に関する相談
⑲ 公的支援制度	災害に関連し、又は災害に関連し得る公的な 支援制度に関する相談
19-1 罹災証明書	災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項所定の 「災害による被害の程度を証明する書面」 (以下「罹災証明書」という。) の意義又 はその取得手続に関する相談
19-2 住家被害認定	罹災証明書に記載される住家の被害認定の 結果(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊) 又はその判断方法に関する相談
19-3 支援金	被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活 再建支援金」(同法第3条第2項所定の基礎 支援金及び加算支援金。以下、併せて「支援 金」という。)に関し、その受給の可否、 受給のための手続又は受給の方法を尋ねる 相談
	支援金の額又は支援金受給のための要件に 関して不服を訴えるものも、本小類型に分類 する。
	西日本豪雨のために毀損された自身の所有 する建物を修繕又は解体するための公的支援 制度に関する相談
19-4 建物の修繕・解体	建物の修理又は解体に関し何か公的な支援 はないかと漠然と尋ねる相談のほか、災害 救助法第4条第1項第6号所定の「被災した 住宅の応急修理」(以下「応急修理制度」 という。)に関する相談、並びに、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律に基づく「公費 解体制度」に関する相談も、本小類型に分類 する。
19-5 土砂等の撤去	西日本豪雨のために、自身が所有若しくは 管理する土地に土砂等が流入し、又は自身 が所有若しくは管理する土地から他者所有 地に土砂等が流出した場合において、当該 土砂等を撤去するための公的支援制度に関 する相談
19-6 仮設住宅	災害救助法第4条第1項第1号所定の「応急 仮設住宅」に関する相談 以下では、応急仮設住宅のうち、建設し供与 するものを「建設型仮設住宅」、民間賃貸

		住宅を借り上げて供与するものを「借上型 仮設住宅」という。
	19-7 災害弔慰金・災害障害見舞金	災害       災害       早慰金の支給等に関する法律に基づく 災害       民財金       (同法第3条) 又は災害障害 見舞金       (同法第8条) の支給に関する相談
		災害関連死の認定に関する相談も、本小類型 に分類する。
		本相談類型に分類される相談のうち、以上 の小類型にあてはまらない相談である。
	19-8 その他	例えば、次のような相談を本小類型に分類する。 ・何らかの公的な支援はないか知りたいと広く情報提供を求める漠然とした相談 ・災害義援金、生活保護、災害援護資金の貸付け及び生活福祉資金貸付制度等に関する相談
20	その他	西日本豪雨に関連した相談のうち、以上の ①から②までのいずれの類型にもあてはま らない相談
21)	災害との関連が乏しい相談	西日本豪雨とは無関係又は西日本豪雨との 関係が希薄な内容の相談

個々の相談を相談類型及び小類型のいずれに分類するかの判断は、これを行う者によって区々となる可能性(分類揺れが生じる可能性)を排除できないことから、本集計及び分析においては、1名の集計及び分析担当者が全相談につき統一的に分類の判断を行った。

### 2 留意点

### (1) 欠測データの取扱い等に関する留意点

本無料相談の相談票書式には、相談に係るデータの集計及び分析に必要な各項目について、そのデータを記入する欄を設けている。しかし、相談によっては、相談担当弁護士(相談票への記入者)が相談者から回答を得られなかった、又は回答は得たが相談票に記入できなかった、若しくは記入はしたが集計及び分析担当者においてその文字を判読することができないといういずれかの事情により、相談票からデータを得られない項目もある。このことを踏まえ、本集計及び分析においては、相談票上観測されたデータのみを用いて分析を行った。

また、西日本豪雨に関連する相談の傾向について集計及び分析を行うべく、 [②災害との関連が乏しい相談] に分類した相談は、本集計及び分析の基礎に 含めていない。

### (2) 相談に係る被災地域に関する留意点

本無料相談の相談票書式には相談者の「被災時の住所」を記入する欄を設けているが、本無料相談に寄せられる相談の中には、相談者の被災時の住所と、当該相談者による相談に係る被災地域とが異なる例も見られる。

すなわち、本無料相談においては、西日本豪雨により被災した者(相談ニーズを抱える当事者。本報告書において「当事者」というときはこの者を指す。)が自ら相談を寄せる例(当事者が相談者)だけでなく、当該当事者と異なる地域に居住する当該当事者の親族又は知人その他の関係者が当該当事者に代わって相談を寄せる例(当事者以外の者が相談者)も見られる。この後者の例では、当該相談に係る被災地域は当該当事者の被災時の住所である一方、相談票の「被災時の住所」欄には、相談担当弁護士(相談票への記入者)の判断により当該当事者ではなく相談者の被災時の住所が記入されることもある。

また、相談者は広島県又は岡山県のいずれかの行政区域に所在する不動産を所有しているところ、西日本豪雨のために当該不動産が被害を受けたとして相談を寄せる例も見られるが、その中には、相談者の被災時の住所が当該不動産の所在する地域と異なる地域にあるという例もある。これも、相談者の被災時の住所と、当該相談者による相談に係る被災地域(当該不動産の所在する地域)とが異なる例である。

各被災地域の相談ニーズの傾向をより正確に把握するためには、これらの、相談者の被災時の住所と当該相談者による相談に係る被災地域とが異なる例については、当該相談に係る相談票の「被災時の住所」欄に記入された地域にかかわらず、被災地域を基礎として当該相談に係るデータの集計及び分析を行うことが適切である。

もっとも、相談者の被災時の住所と、相談に係る被災地域とが異なるか否かは、相談票の「被災時の住所」欄、「相談内容の概要」欄及び「助言内容の要旨」欄の各記入内容並びに相談票のその他の記載全体からしか確認することができない。

そこで、本集計及び分析においては、相談票の記載全体から相談者の被災時の住所と相談に係る被災地域とが異なることが確認される相談については、 当該相談票の「被災時の住所」欄に記入された地域にかかわらず、当該当事者 の住所地又は当該不動産が所在する地域を被災地域とする相談であると整理し、 その余の相談については、相談票に記入された「被災時の住所」を被災地域として分析を行った。

# (3) 相談件数及び各相談類型に分類した相談の数に関する留意点

相談件数は相談者1名又は1組につき1件とカウントしているが、その相談 内容の分類においては、1件の相談を複数(最大3つ)の相談類型及び複数の 小類型に分類する場合がある。したがって、各相談類型又は各小類型に分類した 相談の数の合計数(以下、いずれも「類型数」という。)は、相談件数又は当該 相談類型に分類された相談の数の合計を超過する。

その上で、相談内容の傾向を分析するに当たっては、各相談類型に分類した相談の数が全体に占める割合を、総相談件数及び類型数をそれぞれ分母として 算出し、これにより集計を行った(以下、総相談件数を分母とするものを「相談件数で一ス」、類型数を分母とするものを「類型数ベース」という。)。

相談件数ベースの集計においては、各相談類型に分類した相談の各割合の合計が100%を超えることがある。

### (4) 相談傾向の把握に当たっての留意点

本集計及び分析は、前記第1.2記載の対象期間に寄せられた相談を対象として、そのデータの集計並びにこれに基づく相談者及び相談内容の各傾向の分析を行ったものである。

したがって、現時点における相談内容及び相談者の各傾向が、本集計及び分析 の結果が示す各傾向と同様であるとは限らないことに留意されたい。 第3 広島県及び岡山県の情報並びに 各県における西日本豪雨による被害の状況

# 1 広島県

# (1) 広島県の情報

ア 広島県の自治体及びその位置



# イ 広島県の人口

(ア) 広島県の市町村別人口(2018年7月1日時点)2

市	部
自治体名	推計人口
ひろしま 広島 市	1,199,121
<sup>くれ</sup> 呉 市	221,275
たけはら 竹原 市	25,003
き原 市	92,956
<sup>おのみち</sup> 尾道 市	134,135
福山 市	462,930
<sup>ふちゅう</sup> 府中 市	38,455
三次 市	51,659
しょうばら 庄原 市	35,078
大竹 市	27,147
東広島 市	194,733
世日市 市	115,108
まきたかた 安芸高田 市	28,169
えたじま 江田島 市	22,974

郡部								
自治	自治体名							
	ふちゅうちょう 府中町	51,174						
あ き	かいたちょう海田町	29,438						
安芸 郡	くまのちょう 熊野町	23,302						
	<sup>さかちょう</sup> 坂町	13,026						
やまがた	ぁきぉぉたちょう 安芸太田町	5,969						
山県 郡	きたひろしまちょう 北広島町	18,335						
きょた 豊田 郡	おおさきかみじまちょう 大崎上島町	7,592						
世羅郡	世羅町	15,600						
<sup>じんせき</sup> 神石 郡	じんせきこうげんちょう 神石高原町	8,629						

(イ) 広島市の区別人口(2018年6月30日時点)<sup>3</sup>

区名	人口
中区	133,665
東区	120,858
南区	142,421
西区	189,998

区名	人口
<sup>あさみなみ</sup> 安佐南 区	243,781
ぁさきた 安佐北 区	145,838
ぁ き 安芸 区	80,318
<sup>さえき</sup> 佐伯 区	138,825

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ≪出典≫ 広島県「広島県の人口移動(広島県人口移動統計調査)最新」< https://www.pref. hiroshima.lg.jp/soshiki/21/jinkougepposaisin.html>中の「推計人口(甲調査)」「統計表」「第2表 市区町村別推計人口・世帯数及び人口動態(Excel ファイル)」< https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/327218.xlsx>を基に当連合会が作成。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 《出典》 広島市「人口、世帯数(区役所・出張所別)最新」< https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/toukei/12647.html>中の「平成 30 年(2018 年)」「6 月末現在[Excel ファイル/36KB]」< https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/36782.xls>を基に当連合会が作成。

# (2) 広島県における西日本豪雨による被害の状況4

# ア河川

# (ア) 国管理河川

			ì	曼水家屋数	女	£	家屋損壊数	女	田畑等	<b></b>	
市町村	水系	河川	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)	
			内水	27	19				内水	23.4	
三次市	江の川	江の川	溢水	6	10				溢水	59.7	
			越水	2					越水	8.6	
r <del>} +1;</del>			内水	2	27				内水	78.8	
安芸 高田市	江の川	江の川	溢水						溢水	10.4	
同田川			越水	3					越水	1.5	
			内水	1	2				内水	7.1	
三次市	江の川	神野瀬川	溢水	1	1				溢水	10.3	
			越水						越水		
	江の川	馬洗川	内水	145	145				内水	52.2	
三次市		江の川		溢水						溢水	
			越水						越水		
	芦田川	芦田川	内水	1,8	866				内水	2,179	
福山市	芦田川	高屋川	溢水						溢水		
	Д Щ/П	四/王/	越水						越水		
			内水	22	24				内水		
府中市	芦田川	芦田川	外水	2.7	- 1						
713 1 114	) : [4]/11	у шуп	溢水						溢水		
			越水						越水		
			内水	69	53				内水	10.4	
広島市	太田川	太田川	溢水						溢水		
			越水						越水		
			内水	269	16				内水	21.9	
広島市	太田川	三篠川	溢水	30	1				溢水	6.9	
			越水		6				越水	0.2	

# (4) 県管理河川

			Ş	浸水家屋数	女	,	家屋損壊数	女	田畑等	等浸水
市町村	水系	河川	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)
三次市	江の川	四十貫川							越水	1以下
三次巾	江の川	本村川							越水	1以下
庄原市	江の川	西城川	越水	1	0	越水		1	越水	91
三次市	江の川	国兼川	越水		5				越水	10
庄原市	江の川	国兼川							越水	3.0
	江の川	本村川							越水	1以下
安芸	江の川	宮野川							越水	1以下
高田市	江の川	戸島川							越水	1以下
	江の川	房後川							越水	1以下
	江の川	庄谷川							越水	1以下
府中市	江の川	上下川							越水	5以下
三次市	江の川	芋面川							越水	1

 $<sup>^4</sup>$  ≪出典》 内閣府「平成 3 0 年 7 月豪雨による被害状況等について (平成 31 年 1 月 9 日 17:00 現在)」 <a href="http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109\_1700\_h30typhoon7\_01.pdf">http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109\_1700\_h30typhoon7\_01.pdf</a> を 基に当連合会が作成。

	江の川	今出原川							越水	1以下
	江の川	板木川							越水	1以下
	江の川	飯田川							越水	1以下
安芸									KE2/10	
高田市	江の川	油川							越水	1以下
let Et ile	江の川	権現川								
	江の川	恵木谷川	越水+						越水+	
三次市	江の川	岩屋寺谷川	内水	82	145				内水	40
	江の川	大谷川	1 4/4							
庄原市	高梁川	成羽川	越水	60	47	越水	2	17	越水	13
	高梁川	父賀川	,C/11		.,	70711		1,	越水	1以下
神石	高梁川	小田川							越水	1以下
高原町	高梁川	阿下川							越水	1以下
	高梁川	高尾川							越水	1以下
福山市	高梁川	矢川							越水	1以下
世羅町	芦田川	芦田川							決壊	5以下
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	芦田川	吉野川							越水	30
	芦田川	福川	溢水	532	260				溢水	203
	芦田川	六間川	(11112.7.)		200				溢水	1以下
	芦田川	天王前川	溢水	172	136				溢水	38
	芦田川	久田谷川	1	172	150				越水	1以下
	芦田川	加屋川	越水		10				越水	2
	芦田川	金名川	/G/11		10				越水	1以下
	芦田川	見谷川							越水	1以下
	芦田川	戸手川	越水		10				越水	1以下
	芦田川	向永谷川	/G/10		10				越水	1以下
	芦田川	今岡川							越水	1以下
福山市	芦田川	市原川	越水		10				越水	1以下
	芦田川	神谷川	/G/10		10				越水	2
	芦田川	藤尾川							越水	1以下
	芦田川	百谷川							越水	1以下
	芦田川	父尾川							越水	1以下
	芦田川	服部川							越水	1以下
	芦田川	堀町川							越水	1以下
			内水+						内水+	
	芦田川	有地川	溢水		5				溢水	1以下
			内水+						内水+	
	芦田川	西谷川	越水	136	103				越水	75
三原市	芦田川	泉川	, , ,						越水	10以下
=#4.11	芦田川	瀬戸川	越水	Ç	00				越水	7
福山市	芦田川	河手川	, .						越水	1以下
, pa (1)*	芦田川	加茂川							越水	1以下
,	芦田川	御調川	越水	23	14				越水	16
府中市	芦田川	宇根川	/						越水	1以下
	太田川	府中大川	越水	1	00	越水	27	17	越水	1以下
	太田川	矢口川	越水		80	越水		1,	越水	15
,	太田川	三篠川	越水	214	129	越水			越水	235
広島市	太田川	湯坂川	越水		20	越水	42	191	越水	4
	太田川	奥迫川	越水	150	70	越水		-7.	越水	3
	太田川	麻下川	越水		1	越水			越水	1以下
府中市	太田川	榎川	溢水	6	30	溢水	1	9	溢水	9
東広島市	太田川	東川	,.mc./ 4 *	<u> </u>		, / *	•		越水	1以下
	太田川	見坂川	越水		3	越水		1	越水	1以下
安芸	太田川	大土川	//17			, 52, 74,			越水	1以下
高田市	太田川	有坂川							越水	1以下
	/ <b>\</b> □ / 1	14 /0/11		<u> </u>	<u> </u>	I		1	//1 <b>\</b>	

	L. m. III	— IE III	溢水+		20	溢水+		4-	溢水+	1.0
広島市	太田川	戸坂川	内水	9	20	内水	27	17	内水	13
公田  1	太田川	新安川	溢水+	3	2	溢水+	1		溢水+	30
			内水			内水	•		内水	
大竹市	小瀬川	玖島川							越水	10以下
	手城川	手城川	内水+	33	26				内水+	237
	山南川	横倉川	溢水						溢水 越水	1 以下
福山市	羽原川	羽原川	越水		20				越水	1以下
	羽原川	37 房川 鍋田川	越水		20				越水	1以下
	本郷川	本郷川	決壊		5				決壊	1以下
	西野川	西野川	八坂		)				越水	1以下
	沼田川	沼田川	越水			越水			溢水	1 10 1
	沼田川	菅川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	天井川	決壊			決壊			決壊	
三原市	沼田川	仏通寺川	決壊	3,8	324	決壊	200	608	決壊	700
	沼田川	梨和川	決壊			決壊	200		決壊	
			決壊			決壊			決壊	
	沼田川	平坂川	越水	5 以下		越水			越水	5 以下
	沼田川	入野川	, , ,			,0,1			決壊	5以下
東広島市	沼田川	桑井川							越水	1以下
// FF-b	賀茂川	賀茂川	越水		10				越水	2以下
竹原市	賀茂川	葛子川							越水	2以下
東広島市	三津大川	三津大川	溢水		5	溢水	12	47	溢水	2以下
+	野呂川	野呂川	越水	7	(0	越水	70	410	越水	5.6
呉市	野呂川	中畑川	決壊	/	60	決壊	70	410	決壊	56
	黒瀬川	笹野川							越水	2以下
東広島市	黒瀬川	黒瀬川							越水	1以下
果仏島川	黒瀬川	猿田川							越水	1以下
	黒瀬川	深堂川							越水	1以下
呉市	二河川	二河川	越水		10以下				越水	1以下
坂町	総頭川	総頭川	越水	3:	50	越水	263	894	越水	27
海田町	尾崎川	尾崎川	溢水		.9				溢水	1以下
広島市	瀬野川	瀬野川	越水	1:	20	越水	81	181	越水	1以下
公田川	瀬野川	畑賀川	越水		20	越水			越水	1以下
海田町	瀬野川	三迫川	越水	3	0	越水	16	80	越水	1以下
広島市	矢野川	矢野川	溢水	1,6	500	溢水	81	181	越水	45

# イ 土砂災害

# (7) 土石流等

市町村名		箇所名		人的被害		人家被害			
L1 m1	村名	固別名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	
広島市	130 件	安佐北区他	19名	_	_	7戸	55 戸	_	
江田島市	23 件	江田島町他		_		3 戸	8 戸	_	
東広島市	64 件	西条町他	6名	_		14 戸	14 戸	_	
呉市	109 件	吉浦新出町他	20名	_		70 戸	81 戸	55 戸	
安芸郡	110 件	坂町他	27 名	_		87 戸	209 戸	3 戸	
尾道市	19件	御調町他	1名	_		6 戸	11 戸	_	
竹原市	70 件	新庄町他	2名	_		12 戸	42 戸	_	
三原市	42 件	大和町他	5名	_		19 戸	6戸	_	
福山市	19 件	神辺町他	_	_		7戸	_	_	
府中市	14 件	本山町他		_		2 戸	_	_	
三次市	1 件	畠敷町	_	_		_	_	_	
大竹市	1 件	木野	_	_		_	_	_	
庄原市	2 件	西城町	_	_		_	_	_	
世羅郡	2 件	山區体							
世羅町	2 1 <del>11</del>	中原他		_		_	_	_	
神石郡 神石高原町	3 件	福永他		_			_	_	

# (イ) 地すべり

市町	±+ Ø	箇所名 人的被害 (石木石田本) (石木石田本)					人家被害	
Шт]	刊名	固別名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島市	1 件	安佐北区	_	_	_	_	_	_

# (ウ) がけ崩れ

市町	++ <i>b</i>	箇所名		人的被害			人家被害	
111111	<b>刊</b> 名	固別名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島市	80 件	南区他	1名	_	_	_	1戸	4戸
安芸郡	41 件	坂町他	_	_	_	10 戸	11 戸	19 戸
東広島市	27 件	西条町他	2名	_	_	2 戸	1戸	2 戸
呉市	73 件	音戸町他	_	_	_	8戸	7戸	6戸
三原市	103 件	久井町他	_	_	_	1戸	3 戸	7戸
府中市	10 件	木野山町他	1名	_	_	3 戸		2 戸
尾道市	34 件	山波町他	1名	_	_	4 戸	1戸	1戸
廿日市市	22 件	津田他	-	_	_			2 戸
安芸高田市	6 件	貴船	_	_	_	1戸		2 戸
竹原市	64 件	新庄町他	2名	_	_	3 戸	5 戸	6戸
福山市	71 件	神村町		_			1戸	2 戸
庄原市	11 件	東城町他	_	_	_	2 戸	3 戸	_
江田島市	31件	江田島町他		_	_	6 戸		12 戸
大竹市	1 件	御国	_	_	_	_		_
山県群	4 件	安芸太田町他	_	_	_	_		_
三次市	10 件	畠敷町他		_	_		2 戸	8戸
豊田郡	42 件	東野他	_	_		1戸	_	3 戸
大崎上島町		7.5.7.2						- ,
世羅郡世羅町	2 件	中原他	_	_	_	_	_	_

# 2 岡山県

# (1) 岡山県の情報

ア 岡山県の自治体及びその位置



# イ 岡山県の人口

(ア) 岡山県の市町村別人口(2018年7月1日時点)5

市	部
自治体名	推計人口
おかやま 岡山市	720,994
くらしき 倉敷 市	476,451
津山 市	101,325
たまの 玉野 市	58,571
かさおか 笠岡 市	48,117
いばら 井原 市	39,856
そうじゃ 総社 市	67,620
高梁 市	30,583
新見 市	29,015
備前 市	33,514
せとうち 瀬戸内 市	36,240
赤磐 市	42,729
まにお 真庭 市	44,123
<sup>みまさか</sup> 美作 市	26,607
あさくち 浅口 市	33,371

郡部								
自治	i体名	推計人口						
和気 郡	<sup>わけちょう</sup> 和気町	13,917						
かくぼ 都窪 郡	はやしまちょう 早島町	12,359						
ぁさくち 浅口 郡	きとしょうちょう 里庄町	10,984						
ャ だ 小田 郡	やかげちょう 矢掛町	13,677						
真庭 郡	しんじょうそん 新庄村	846						
さまた 苫田 郡	かがみのちょう 鏡野町	12,263						
かった	しょうおうちょう 勝央町	10,953						
勝田 郡	<sup>なぎちょう</sup> 奈義町	5,590						
英田 郡	にしあわくらそん 西粟倉村	1,423						
< b	くめなんちょう 久米南町	4,690						
久米 郡	ゅききちょう 美咲 町	13,621						
加賀郡	きびちゅうおうちょう 吉備中央町	11,274						

(イ) 倉敷市の地域・地区別人口(2018年6月30日時点)6

地域・地区名	人口
くらしき 倉敷 地域	199,126
水島 地域	88,980
こじま 児島 地域	69,060
たましま 玉島 地域	63,607

地域·地区名	人口
しょう 庄 地区	15,278
<sup>ちゃやちょう</sup> 茶屋町 地区	16,405
<sup>ふなお</sup> 船穂 地区	7,659
真備 地区	22,797

<sup>5 《</sup>出典》 岡山県「岡山県毎月流動人口調査 市町村別人口」< http://www.pref.okayama.jp/page/464497.html>中の「平成27年国勢調査基準」「平成29年10月1日~[Excelファイル/51KB]」< https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/670177\_5876003\_misc.xlsx>を基に当連合会が作成。

<sup>6 ≪</sup>出典≫ 倉敷市「支所別人口(毎月更新)」< https://www.city.kurashiki.okayama.jp/4689.htm > 中の「平成30年度」「6月」< https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/10290/m3006.csv > を基に当連合会が作成。

# (2) 岡山県における本件豪雨による被害の状況 7

# ア河川

# (ア) 国管理河川

			浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水	
市町村	水系	河川	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)
倉敷市	古沙川	Y III III	決壊	14	46	決壊	4,633	822	決壊	1,200
月 郑 帀	高梁川	小田川							越水	22.0

# (4) 県管理河川

			è	曼水家屋数	χ́		家屋損壊数	田畑等浸水		
市町村	水系	河川	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)
岡山市	吉井川	千町川							内水	33
和気町	吉井川	大前川	越水	21	3				越水	1以下
美作市	吉井川	吉野川	内水+ 越水	26	44				内水+ 越水	55
天作川	吉井川	梶並川	内水+ 越水		1				内水+ 越水	1以下
勝央町	吉井川	滝川	越水		3				越水	
美作市	吉井川	川上川	内水+ 越水		1				内水+ 越水	1以下
天作川	吉井川	宮本川	内水+ 越水		1				内水+ 越水	1以下
津山市	吉井川	横野川	越水		2				越水	1以下
	旭川	旭川	決壊	2	16	決壊		30	決壊	37
岡山市	旭川	旭川	内水+ 越水	14	18			1	内水+ 越水	162
真庭市	旭川	旭川	溢水	1					溢水	20
岡山市	旭川	砂川	決壊	325	853	決壊	3	1,065	決壊	752
lm1 tr1 111	旭川	砂川	越水	323	633				越水	5
赤磐市	旭川	砂川	内水+ 越水	4	6				内水	52
岡山市	旭川	宇甘川	越水	10	)3			17	越水	24
真庭市	旭川	備中川	越水	11	56				越水	52
具庭巾	旭川	新庄川	溢水						溢水	1
	高梁川	高梁川	決壊		3	決壊	16	61	決壊	36
総社市	高梁川	高梁川	溢水		21	溢水	50	234	溢水	164
	高梁川	影谷川	溢水			溢水			溢水	
高梁市	高梁川	高梁川	越水	15	49	越水	36	135	越水	73
	高梁川	高梁川	溢水			溢水			溢水	32
新見市	高梁川	小坂部川	溢水	31	89	溢水		3	溢水	1
	高梁川	西川	溢水			溢水			溢水	5
/	高梁川	小田川	決壊			決壊			決壊	135
矢掛町	高梁川	小田川	内水+ 溢水	142	129	内水+ 溢水	3	253	内水+ 溢水	212
井原市	高梁川	小田川	内水+ 溢水	107	80	内水+ 溢水	4	2	内水+ 溢水	93

 $<sup>^7</sup>$  ≪出典》 内閣府「平成 3 0 年 7 月豪雨による被害状況等について (平成 31 年 1 月 9 日 17:00 現在)」 <a href="http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109\_1700\_h30typhoon7\_01.pdf">http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109\_1700\_h30typhoon7\_01.pdf</a> を 基に当連合会が作成。

	高梁川	二万谷川							越水	43
会能士	高梁川	末政川	決壊			決壊	4,633	822	決壊	1,200
倉敷市	高梁川	高馬川	決壊	14	146				決壊	
	高梁川	真谷川	決壊						決壊	
	高梁川	尾坂川	決壊		52			166	決壊	140
笠岡市	高梁川	長迫川							越水	1
7. lm1 111	高梁川	井立川							越水+ 内水	150
	高梁川	下谷川	溢水	34	1.5	溢水	1	3	溢水	15
	高梁川	内寺川	溢水	34	15				溢水	15
	高梁川	稲木川							越水	48
井原市	高梁川	岩倉川	溢水		1				溢水	3
	高梁川	岩倉川							決壊	8.0
	高梁川	雄神川							越水	1
	高梁川	鴫川							越水	1
総社市	高梁川	下倉谷川							越水	8
	高梁川	玉川	溢水	1	13	溢水	14	49	溢水	12
	高梁川	成羽川	越水	11	6				越水	17
高梁市	高梁川	日名川							越水	2
	高梁川	島木川							越水	2
	高梁川	領家川							越水	3
新見市	高梁川	佐伏川							越水	2
高梁市	高梁川	津々川							越水	3
新見市	高梁川	神代川							越水	18
井原市	芦田川	高屋川	決壊		2				決壊	2
开房 []	芦田川	高屋川	溢水	20	25	溢水	1	15	溢水	18

# イ 土砂災害

# (7) 土石流等

市町村名 箇所名			人的被害		人家被害			
111 111	刊 名	固別名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
倉敷市	1 件	広江	=	_	_	=	_	20 戸
岡山市	2 件	北区		_			2 戸	_
高梁市	2 件	落合町他	_	_	2名	2 戸	2 戸	_
笠岡市	2 件	北木島町	_	_		1戸	1戸	2 戸
美作市	1 件	東青野	_	_			_	_
浅口市	3 件	鴨方町		_			1戸	_

# (イ) 地すべり

去町	市町村名    箇所名			人的被害		人家被害		
111111	刊名	固別石	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
津山市	2 件	沼池	=	_	_	_	_	_
高梁市	6 件	川上町他	_	_	_	_	_	2 戸
鏡野市	1 件	小座	_	_	_	_	_	1戸
勝央町	1 件	植月東	_	_	_	_	_	_

# (ウ) がけ崩れ

市町村名 箇所名		<b>松</b> 記 女		人的被害			人家被害	
山山山	村 名	箇所名	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
岡山市	4 件	南区他	=	_	_	=	1戸	1戸
総社市	1 件	長良	_	_		_	_	_
高梁市	3 件	有漢町他	-	_		3 戸	_	_
井原市	3 件	西江原他	1名	_	4名	1戸	1戸	_
津山市	1 件	中北上	_	_		1戸	_	_
笠岡市	9 件	茂平他	2名	_	4名	_	1戸	8戸
瀬戸内市	1 件	邑久町	_	_		_	_	1戸
新見市	2 件	足立他	-	_		5 戸	_	_
玉野市	3 件	和田他	_	_		2 戸	5戸	_
倉敷市	2 件	連島町他	_	_		2 戸	2 戸	_
真庭市	1 件	若代畝	_	_		_	1戸	_
和気町	1 件	佐伯	_	_		_	_	_
鏡野市	1 件	羽出		_	_	_	_	1戸
矢掛町	2 件	横谷他	_	_	1名	1戸	_	1戸
吉備中央町	1 件	田土	_	_	_	1戸	_	_

【中国地方弁護士会連合会】 平成30年7月豪雨無料法律相談データ集計及び分析結果〔2020年10月〕

第4 本集計及び分析の結果

### 1 広島県

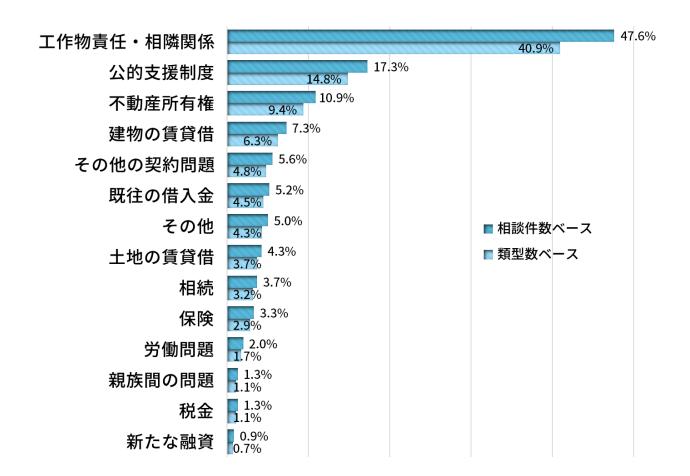
- ★ 広島県を被災地域とする相談では、工作物責任・相隣関係に関する相談が 圧倒的に多くの割合を占めている。そのほとんど全てが、西日本豪雨のため に土地が崩落したこと又は崩落のおそれがあることに関する相談である。 その次に多いのは公的支援制度に関する相談であり、これに不動産所有権に 関する相談、そして建物の賃貸借に関する相談が続く。
- 本集計及び分析の対象とした期間を通じて、工作物責任・相隣関係に関する相談が常に最も多くの割合を占めている。
- → 被災地域を見ると、山県郡安芸太田町を除く全ての市町を被災地域として 相談が寄せられており、被災地域が広島県のほぼ全域にわたっていることが うかがえる。
- 被災地域(市町)ごとにその相談件数が広島県全体の相談件数に占める割合を見ると、割合が高い順に、広島市、呉市、尾道市、三原市、福山市、坂町となる。
  - 他方、被災地域(市町)ごとに、その人口に対する相談件数の比率を見ると、これは坂町が際立って高い。その次にこの比率が高いのは、竹原市、熊野町、大崎上島町である。これらに、三原市、海田町、呉市、尾道市、江田島市が続く。
- 相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談について、 その当事者の事業種別を見ると、営農者が59.6%、営農者以外の事業者 が40.4%という構成である。
  - 営農者を当事者とする相談の大多数は、<u>工作物責任・相隣関係</u>に関する相談である。

他方、営農者以外の事業者を当事者とする相談では、<u>工作物責任・相隣関係</u>に関する相談が全体の約4分の1であり、最も多くの割合を占めるが、<u>建物の賃貸借</u>に関する相談や<u>公的支援制度</u>に関する相談、<u>既往の借入金</u>に関する相談及びその他の契約問題に関する相談も相当割合を占めている。

### (1) 全体の相談内容の傾向

[相談件数ベース:n=1,054/類型数ベース:n=1,226]

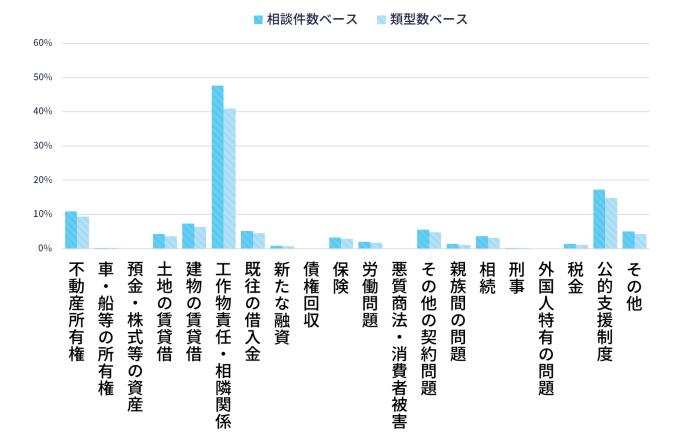
西日本豪雨の発生時に広島県に居住し、又は同県に不動産を所有していた者に関して本無料相談に寄せられた相談につき、その相談内容の傾向を見ると、 全体に占める割合が大きいのは、次の相談類型である(上位14類型を表示)。



工作物責任・相隣関係に関する相談が、その他の相談に比べて圧倒的に多くの割合を占めている(相談件数ベースで47.6%、類型数ベースで40.9%)。そのほとんど全てが、西日本豪雨のために土地が崩落したこと又は崩落のおそれがあることに関する相談である(相談内容の詳細は、後記(2)ア参照)。

その次に多いのは<u>公的支援制度</u>に関する相談であり、これに、<u>不動産所有権</u>に関する相談、そして建物の賃貸借に関する相談が続く。

全相談類型についてそれぞれの割合を見ると、次のとおりである。



	相談件数ベース	類型数ベース
不動産所有権	10.9%	9.4%
車・船等の所有権	0.2%	0.2%
預金・株式等の資産	0.1%	0.1%
土地の賃貸借	4.3%	3.7%
建物の賃貸借	7.3%	6.3%
工作物責任・相隣関係	47.6%	40.9%
既往の借入金	5.2%	4.5%
新たな融資	0.9%	0.7%
債権回収	0.0%	0.0%
保険	3.3%	2.9%
労働問題	2.0%	1.7%
悪質商法・消費者被害	0.1%	0.1%
その他の契約問題	5.6%	4.8%
親族間の問題	1.3%	1.1%
相続	3.7%	3.2%
刑事	0.2%	0.2%
外国人特有の問題	0.0%	0.0%
税金	1.3%	1.1%
公的支援制度	17.3%	14.8%
その他	5.0%	4.3%

# (2) 相談内容の概要

ここでは、全体に占める割合が大きい次の7つの相談類型について、割合の 大きい順に、その相談内容を概観する。

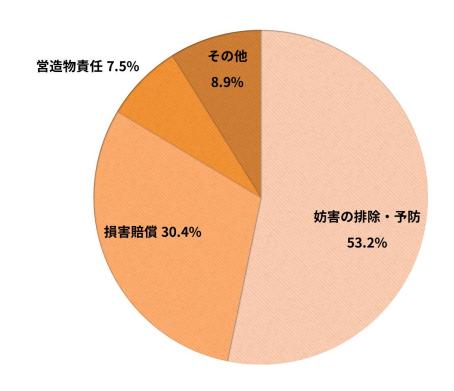
さらに、特に割合の大きい4つの相談類型については、典型的又は特徴的な相談事例を抽出して紹介することとする。

なお、類型内部において更に小類型への分類がある相談類型についてのみ、 分母(n)を付記している。

- ア 工作物責任・相隣関係
- イ 公的支援制度
- ウ 不動産所有権
- エ 建物の賃貸借
- オ その他の契約問題
- カ 既往の借入金
- キ 土地の賃貸借

# ア 工作物責任・相隣関係

[類型数ベース:n=573]



### (ア) 妨害の排除・予防

妨害の排除・予防に関する相談は、主として次のようなものである。

◆ 西日本豪雨のために、自身が所有する宅地や農地、建物にこれと隣接する他者所有地(宅地や農地、がけ、山林)から土砂や倒木が流入したケース又は他者所有地に崩落のおそれが生じているケースにおいて、隣地所有者に対してその土砂等の撤去や崩落の予防を求めても応じない、又は隣地所有者が誰であるか若しくはその所在が不明であるとして、対応方法を相談するもの(過去にも土砂崩れがあった、又は発災前から崩落の危険を感じて隣地所有者にその旨を指摘していた、というケースも見られる。)

これとは反対に、

- ◆ 自己所有地から他者所有地へと土砂が流出したケース、又は自己所有 地が崩落して他者所有地に被害を及ぼすおそれが生じているケースに おいて、その対応方法や、自身が土砂の撤去や崩落の予防を行う義務 を負うかについて相談するもの
- a <u>妨害の排除に関する相談</u>には、妨害を受けた側からの相談もあれば、 妨害状態を生じさせた側(あるいは、妨害状態を生じさせたとしてその 解消又は解消費用の負担を求められている側)の相談もあり、更には その両方の立場にある者(上の土地から流れてきた土砂が自己所有地を 通って下の土地に流れたケース等)からの相談ある。また、妨害状態の 解消と併せて、今後の土砂等の流出の予防措置や土砂等の流入により生 じた損害の賠償について相談するものもある。

妨害の排除に関する相談には、2019年6月に至っても解決せずに 相談が寄せられているものもある。

このうち、妨害された状態にある側からの相談は、例えば次のような ものである。

◆相談事例◆ [工作物責任・相隣関係] 妨害排除に関する相談 (被害側) 自宅に他人の車が流れてきて、ぶつかっている。近隣の方の所有か、誰 のものかわからない。この車をどうしたらよいか。(2018.7)

実家(空家)の裏山が崩れて、実家に被害。裏山は上の家の人が所有。 40年前も1度崩れたことがあり、改善を求めたが、お金がないという 回答で、結局、父がブロック塀を法面沿いに建てていた。しかし、その 塀を越えて流れ込んだ。土砂は誰が撤去してくれるのか。また、上記の ような経緯もあるので損害賠償を請求できないか。(2018.7)

ひとり暮らしをしている父の自宅と畑に土砂が流入した。流入元の所有者であるらしい人は認知症で、その人の娘と話をしていたが、その娘が

### 電話に出なくなった。(2018.7)

広島県に畑を持っているが、隣地から土砂が流入している。今は関東に住んでいるが、どのように話を進めればよいか。市役所には相談したが、市は対応できないとのことであった。(2018.8)

隣の家が傾いて、自分の家に穴が開いた。隣の家は全壊で、自治体は隣の家と土砂を撤去すると言っているが、隣の家の土地の抵当権者が書類を送ってくれないため、自治体の土砂撤去が進まない。(2018.8)

所有する畑に、相手方の亡父名義の土地から土砂が流入した。相手方に その撤去を求めたが、対応しかねる旨の手紙が来た。(2018.9)

父の土地に隣地の土砂が流入。設置した太陽光パネルの柵を壊している 状態なので、隣人に土砂の撤去と柵の修理を求めたが、動いてくれない。 自分で撤去した場合、隣人にその費用を請求できるか。(2018.10)

某会社の所有地の土砂が、所有する土地に流れてきた。当初は当該会社の費用負担で撤去するとの話だったが、こちらの土地の砂も崩れているとのことで、こちらにも費用負担を求められた。(2019.2)

反対に、妨害状態を生じさせた側(あるいは、妨害状態を生じさせた として妨害状態の解消又は解消費用の負担を求められている側)の相談 は、例えば次のようなものである。

### ❖相談事例❖ [工作物責任・相隣関係] 妨害排除に関する相談 (妨害側)

貸している土地の土砂が下の家に流出した。その土砂をのけないといけないか。また、家屋の被害の賠償は必要か。(2018.7)

隣家に土砂が流れ込んだが、それが流れ出した土地の所有者は自分の親族である。親族は遠方に住んでおり、隣家は自分に請求してきた。(2018.7)所有している山から隣の工場に土砂が流出した。撤去費用は払わないといけないか。また、防護柵の設置費用は負担しないといけないか。(2018.7)

今回の災害で車が他人の敷地に流れ込んだ。車をどけてほしいと言われている。(2018.7)

父の畑が平成30年7月の大雨で崩れ、隣地に土砂が流れ込んだ(隣地も畑)。土砂を撤去する責任はあるのか。(2019.4)

自己所有の畑の土砂が下の畑に流出した。所有者は何も言ってこない。 (2019.6)

妨害を受けた側及び妨害状態を生じさせた側の両方の立場にある者 からの相談は、例えば次のようなものである。

# ❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談(両面)

実家の裏山から土砂が流れて、実家の石垣が崩れ、石垣の下の家の敷地になだれ込んだ。土砂撤去の費用負担者は誰か。また、業者に修繕をお願いしたら、罹災証明が発行されるまで工事はできないと言われた。 (2018 7)

自分の家の上から流れてきた土砂が下の家の敷地に流れ、下の家の敷地に堆積している。自分が下の家の者から撤去を求められている。(2018.7)

b <u>妨害の予防に関する相談</u>には、当該土地はまだ崩落していないが今後 崩落のおそれがあるケース、及び、既に崩落したが更なる崩落のおそれ があるケースがある。

土地の崩落の予防を求める側からの相談は、次のようなものである。

# ◆相談事例◆ [工作物責任・相隣関係] 妨害予防に関する相談 (請求側)

父の実家の隣のがけがくずれた。その土地の土砂が畑に入っており、次に崩れたら家も危険だろう。地主は何もしてくれない。どうすればよいか。(2018.7)

裏山から土砂が流れてきて倉庫が傾いて危険な状況にある。撤去費用を 裏山の所有者に請求することができるか。また、今後の土砂崩れを防止 するために斜面を固めるなどの工事を勝手にしてもよいのか。工事費用 を裏山の所有者に請求できるか。(2018.7)

裏山が崩れて、土砂被害を受けた。まだ崩れそうだが、こちらで勝手に予防工事をしてよいか。行政は代わりにやってくれるのか。(2018.7)

隣地のがけが崩れて土砂が流入した。過去にも平成22年、28年と連続して崩れている。今回は、土砂が流入したことについての損害賠償はもちろん、再発防止のための工事も請求したい。(2018.7)

親戚の家に土砂が流入した。その家から1mくらい離れたところに5~7mくらいの崖がある。その崖の上から土砂が落ちてきそうなので傾斜面の工事をしたいが、どうやって工事を進めればよいのか。がけの上の土地所有者は2人いるが、1人は遠方にいて、もう1人は土地を売ったと言っている。(2018.9)

隣地の墓地から土砂が流入してきた。土砂はボランティアの方に処理して もらったが、また崩れそうなので手当てをしてほしい。しかし、所有者 が明治の登記のままで、現在の所有者がわからない。(2018.9)

隣地が崩れて、自己所有地上の倉庫が半壊した。土砂撤去は自治体が行ってくれたが、土砂崩れ予防は自治体の事業の対象にならないと言われた。隣地所有者が誰かも不明。隣地所有者に予防措置を求めるためにどのようにすればよいか。(2018.9)

自宅の周囲の家が全壊。自宅はリフォームし直して、自宅に戻ったが、 周囲は被災したまま空家となり、管理されておらず、土砂や木などが放 置されている。においや、土砂などの自宅への侵入が心配。(2019.1)

土地の崩落を予防するべきと考えられる側からの相談は、次のような ものである。

#### ❖相談事例❖ [工作物責任・相隣関係] 妨害予防に関する相談 (被請求側)

自己所有の山の土砂が下の工場に流出した。土砂は撤去してもらったが、工場から、将来また流出しないような防護柵などを設けてほしいと言われている。(2018.8)

水田を持っているが、その水田の法面が崩落して土砂が流れた。土砂は 近所の人が撤去した。法面がまた崩れそうなので補修をしなければなら ないが、お金がない。(2018.8)

法面の土地を所有しているが、下に他人の土地と家があり、自分の土地

から土砂崩れしそうである。防御壁などを作るとすると、500万円 くらいかかる。どうすればよいか。(2018.9)

夫が所有する土地の雑木林が崩れた。土砂は自治体のほうで撤去してくれたが、補修をしたほうがよいとアドバイスをもらった。現在、業者に補修をお願いしているが、忙しいらしくなかなか順番がこない。このような状況下で、また水害があって土砂が流出した場合でも責任を負うのか。(2019.2)

# (化) 損害賠償

損害賠償に関する相談の内容は、次のとおりである。

- ◆ 西日本豪雨のために他者が所有する宅地や農地、山林、竹藪が崩落し、 これにより自身が所有する建物が毀損されたケースにおいて、崩落した 土地の所有者から当該損害の賠償を得ることを望み、そのための方法 について相談するもの(建物が毀損されたことにより親族が死亡した というケースに関する相談もある。)
- ◆ 反対に、自身が所有する土地が崩落して他者が所有する土地に土砂が 流出し、流出先の土地の所有者からこれによる損害の賠償を請求されて いるケースにおいて、その対応方法を相談するもの

損害を被った側からの相談は、次のようなものである。

◆相談事例◆ [工作物責任・相隣関係] 損害賠償に関する相談(被害側) 空家を持っていた。裏山が崩れ、電車用の電柱が倒れて電線が切れて出火 し、その空家が焼失した。がれきの撤去費用は鉄道会社からもらえないか。 (2018.7)

自分が所有する田の上の土地上に電柱と携帯電話の基地局が立っていた。 今回の豪雨で、その電柱と基地局が倒れ、大量の土砂が自分が所有する田 に流れ込んだ。電柱と基地局の所有者に何らかの請求ができないか。 (2018.8)

大雨で裏山が崩れ、家が全壊となった。裏山の先代所有者の時に、行政が裏山につき急傾斜地の指定をして、工事をしてくれることになったのに、 先代所有者がこれを断った経緯がある。先代所有者が断ったために今回の 土砂崩れになったと思うので、損害賠償を請求したい。裏山の現所有者は、 上記の経緯は引継ぎを受けていなかったと主張している。(2018.8)

水害で斜面の上にある家の石垣が崩れ、自宅に被害が出た。修繕費として 400万円以上かかる。行政による支援金を全て集めても60万円程度。 相手方は高齢で年金生活。資産は持家と土地しかない。修繕費をどう回収 すればよいか。(2018.8)

自宅に隣接する畑が豪雨災害によって崩れて、自宅の建物が壊れた。土砂は撤去してもらったが、それ以上に、自宅建物の損害を賠償してもらうことはできないのか。(2019.4)

夫の父が土砂崩れで亡くなった。その土地は2年前にも少し崩れて、その

時は所有者に対応をお願いしたのにまた崩れたので、所有者に責任追及をしたい。(2019.8)

損害を与えた側からの相談は、次のようなものである。

◆相談事例◆ [工作物責任・相隣関係] 損害賠償に関する相談 (加害側) 所有山林の土砂崩れで他人の土地の墓を損壊した。盆までに補修費用全額 を支出して直してほしいと言われている。(2018.8)

実家の土砂が隣の家に入り込んでいる。隣地から約1000万円を請求されている。裁判をするとお金がかかるとも言われている。家族は責任を負うか。裁判をすると、お金はどれくらいかかるか。約1000万円の支払義務はあるか。払えない場合はどうなるか。少額でも見舞金を渡すか。(2018 8)

所有している山林から土砂が流出し、他者所有の土地に流入。その土地の所有者から「賃貸している土地なので、借地料を取れなくなった分を損害賠償してほしい。」と言われた。応じなければならないか。(2018.8)

所有地の土砂が隣地に流れ込んだ。土砂は撤去済みだが、撤去費用相当額 や土砂により損壊された工作物の撤去費用、仮設住宅への移転費用を請求 されている。どのように対処したらよいか。(2018.9)

畑のがけが崩れて、下の畑を覆った。下の畑の所有者が一定期間家庭菜園を続けることができなくなった。崩れたがけは自費で直した。それ以外に賠償しなければならないか。道義的にいくらか支払おうと思うが、相場はあるか。(2018.10)

自地の土砂が隣へ流入し、当方の費用負担で復旧を行った。今頃になって、 和解が済んでいないと先方の要求が激化してきた。災害 ADR を利用したい が、相手が乗ってこなかったらどうしたらよいか。(2019.4)

#### (ウ) 営造物責任

国、県又は市の所有に係る土地の崩落やその管理に係る河川の決壊により 所有する建物や自動車が損害を被ったケースにおいて、その損害の賠償請求 のほか、毀損された建物の解体や土砂の撤去について相談するものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕営造物責任に関する相談

この度の豪雨で裏山が崩れ、自宅建物が損壊した。前にも裏山が崩れてきた ことがあった。裏山の所有者は国だが、損害賠償請求できるか。(2018.9) 自治体所有の山林から流入した土砂により自家用車が損壊した。自治体に 対して損害賠償請求できるか。(2018.9)

県が管理している河川の護岸が決壊し、所有建物の底地が削れている。この 決壊部分は過去にも2度決壊が生じている。県は、護岸工事のために当方 の費用負担で建物を撤去することを求めてきている。(2018.10)

豪雨災害により建物が全壊し、解体した。土砂崩れの土砂を撤去したいが、 資金がない。道路の設置状況が原因で土砂が流れ込んだと考えているので、 行政に責任追及したい。(2019.7)

#### (エ) その他

工作物責任・相隣関係に関する相談には、ほかに次のようなものがある。

- ◆ 自己所有地と隣地との間に擁壁や石垣を再建し、又は新たに設置する ための費用の負担に関する相談
- ◆ 自己所有建物の解体や、自己所有土地の崩落予防のための工事を行う のに隣地の同意が必要であるケースに関する相談
- ◆ 自己所有建物の解体工事のために隣地に立ち入る必要があるケースに 関する相談
- ◆ (災害による直接的な被害に関する相談ではなく、)隣地が土砂を撤去したことにより自己所有の石垣が被害を受けたケースや、自己所有建物の解体工事の際に隣家の塀を毀損したという主張を受けているケースに関する相談

# ◆相談事例◆ [工作物責任・相隣関係] その他の相談

豪雨災害により、私有地に鉄道の線路内の土砂が流れてきた。鉄道会社から、線路の復旧工事のため私有地を利用することの同意を求められたが、工事の補償額について言及がない。どうすればよいか。(2018.7)

土砂崩れで家が全壊となった。解体が必要だが、基礎を組むためには隣の家の敷地に入る必要がある。また、解体時に隣の家を傷つけたりする可能性がある。仮に解体時に隣の家を傷つけた場合、責任をとらなければならないのか。(2018.7)

今回の水害により隣人の土地の土砂が自分の土地に流れ込んだことを機に、隣地との間に壁を設けることにした。隣人からその費用を一部負担してほしいと言われたが、負担しなければならないか。(2018.8)

母の実家が土砂で半壊した。行政の費用負担で家を撤去してもらえることになったが、屋根のつながっている隣家の承諾が必要と言われた。隣家の承諾を得たいが、どうしたらよいか。(2018.8)

雨で家周りの土地が崩れ、隣の土地に土砂が流れ込んだ。石垣を築いて元の状態にしようとすると、隣の土地を一部購入して、盛土をする必要がある。 隣地所有者と交渉しているが、かなり法外な金額を請求されている。隣の 土地に立ち入る場合の使用料も請求された。(2018.8)

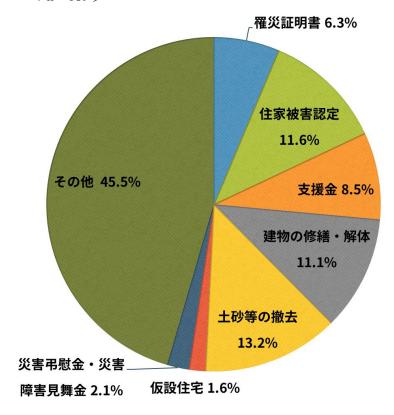
山と家 (所有地) の境にブロック塀があったが、今回の豪雨災害で土砂と木が流れ込んできた。ブロック塀の再築費用は誰が負担するのか。 (2018.10)

自宅の隣地に土砂が流入したままとなっており、粉塵などの健康被害が心配。とはいえ、隣地の所有者がわからず、ボランティアによる撤去は所有者の承諾がないとできない。(2018.10)

自己の所有する土地と、石垣を挟んで上にある土地の双方に影響を及ぼすがけがある。がけ崩れの危険から、土砂災害特別警戒地域にも指定されている。この度、双方の土地の所有者で費用分担して法面の工事を行ったほうがよい状況となっているので、上の土地の所有者と共同して工事をしたいのだが、同人が納得してくれない。(2019.7)

# イ 公的支援制度

[類型数ベース:n=189]



### (ア) 罹災証明書

相談者が抱える事情のもとで罹災証明書の交付を受けることの可否を尋ねるものが大半であるが、罹災証明書の意義や交付申請手続に関する相談もある。

#### ❖相談事例❖ [公的支援制度] 罹災証明書に関する相談

母所有の不動産に土砂が流入している。ただし、母は認知症で施設に入所中で、当該不動産には居住していない。自分は母の成年後見人だが、後見人の立場で罹災証明を請求できるか。(2018.8)

広島県に実家がある。実家の所有者は父親だが、単身赴任している。母は 入院中。自分は実家には住んでいない。被災時に実家には誰も住んでいな かったが、父と母は将来実家に住む予定。このような状態で罹災証明の交 付を受けることができるか。(2018.8)

知人の相談。知人が家と車を流された。市に罹災証明を出してもらおうと思ったところ、家と車の権利証を持ってくるように言われているが、それも流されている。どうすればよいのか。なお、知人が住む地域では仮設住宅で暮らす年配者が多く、市の相談会に行かれていない。問題ではないか。(2019.1)

# (4) 住家被害認定

いずれの相談も、住家被害認定の結果に不服を述べるものである。

#### ❖相談事例❖ [公的支援制度] 住家被害認定に関する相談

罹災証明で大規模半壊。道路が遮断され、水道も止まっており、帰宅できそうにない。「長期避難」の認定を受けることはできないのか。自治体の窓口では、それは東日本大震災の取扱いであるとして、話を聞いてもらえない。借上住宅を無償提供してもらえるのは6か月間であり、その後の生活が不安。できるだけ支援金を確保したい。(2018.8)

罹災証明で半壊に至らずとの結論になった。納得できない。基礎の一部が露出し、修繕に700~800万円かかると言われている。お金がなく、修繕するなら借入れをしないといけない。(2018.10)

### (ウ) 支援金

自身が生活再建支援金を受給することの可否について尋ねるもの、又は、 自治体から生活再建支援金を受給できないとされたことに不服を述べて、 採るべき対応を相談するもののいずれかである。

### (エ) 建物の修繕・解体

建物の修繕に関する相談が 4 7.6 %、建物の解体に関する相談が 5 2.4 % である。

a 建物の修繕に関する相談は、主として、応急修理制度を知らずに相談に及んでいるもの、及び、修繕を行った後に応急修理制度があることを知ったとして修繕に要した費用相当額の給付を受けられないかについて相談するものである。

# ❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の修繕に関する相談

自宅が被害に遭い、100万円をかけて修理をしたが、後で応急修理という制度を知った。応急修理の広報がなかった。応急修理で賄えたはずの分を今から請求できないか。(2018.9)

b 建物の解体に関する相談は、公費解体制度を知らずに解体費用の調達 方法を相談するもの、又は、公費解体の手続に関して相談するものの いずれかである。

### ❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の解体に関する相談

自宅の基礎が土砂崩れにより流出し、建物も損壊。建物の取壊し費用の 捻出方法を知りたい。(2018.7)

自宅が床上浸水。この度罹災証明書が届いた。半壊に至らない。建物の 解体にかかる費用について、何か補助はあるのか。(2018.8)

## (オ) 土砂等の撤去

自身が所有する土地若しくは建物に流入した土砂等の撤去に関する相談、 又は、自己所有地から他者所有の土地若しくは建物に流出した土砂等の撤去 に関する相談のいずれかである。土砂等の撤去をどうすればよいかと漠然 と尋ねる相談や、自治体による土砂等の撤去の手続に関する相談のほか、 自治体から土砂等の撤去の支援を得られないことから、ほかに採り得る方法 はないかを相談するものがある。

### ❖相談事例❖ [公的支援制度] 土砂等の撤去に関する相談

以前は農地だったが今は原野である土地が崩れて、隣の田に流れ込んだ。 農地復旧の支援を受けようとしたら、数年前から原野とされているので その支援は使えないと言われた。何か支援はないか。(2018.7)

母の家の裏の土地の石垣が崩れて、石が母の家の中や敷地に流入してきた。 家の中の石はのかせたが、外の石をのかす方法を知りたい。(2018.7)

自宅につながる唯一の道路(公道)上に土砂があり、自動車が通れない状態。役所に撤去を再三求めるも、動いてくれない。以前ボランティアにお願いに行ったが、断られた。何か良い方法はないか。公道の先の住宅は自分の家1户しかない。(2018.9.3)

知人の土地に隣地から土砂が入った。市に相談したところ、隣地の所有者の同意があれば撤去するとのことであったが、隣地所有者の現住所がわからない。役所に聞いても教えてもらえない。(2019.1)

### (カ) 仮設住宅

件数はわずかだが、仮設住宅の期限2年が経過した後はどうすればよい かを尋ねる相談がある。

### (キ) 災害弔慰金・災害障害見舞金

西日本豪雨の影響を受けて生活環境が変化し、その後死亡するに至った者について、その子が、当該死亡が災害関連死に該当するかを尋ねる相談が複数件ある。そのうちの1件については、災害弔慰金の支給を受けるための手続に関して尋ねる再度の相談がなされている。

災害障害見舞金に関する相談は、本無料相談に寄せられた相談の中には 見られない。

◆相談事例◆ [公的支援制度] 災害弔慰金・災害障害見舞金に関する相談 父親が数日間避難して自宅に戻り、その夜心筋梗塞で死亡した。災害関連 死となるか。(2018.7)

母と暮らしていたところ、平成30年7月豪雨で土地と建物の一部が流され、母を施設に入所させた。その後、肉体的・精神的負担が重なってか、肺炎となり入院。約1か月ごとに入退院を繰り返した後、豪雨から半年が経つ頃に亡くなった。母の死は災害関連死ではないか。(2019.2)

# (ク) その他

既存の公的支援制度では直接にはカバーできない被害について何らかの 公的支援はないかと尋ねる相談が中心である。金銭的支援に関する相談の ほか、土砂災害の予防措置のための公的支援に関する相談もあり、また、 事業者が受けられる公的支援について尋ねる相談もある。

ほかに、生活保護受給者が生活再建支援金や義援金、保険金を受給した 場合にそれが収入として認定されるかについて尋ねるものもある。

## ❖相談事例❖ [公的支援制度] その他の相談

4月に広島県から岡山県に引っ越してきた。広島県の家にはたまに帰るが、この家がこの前の雨で土砂被害。どういった公的補償がされるか。 (2018.7)

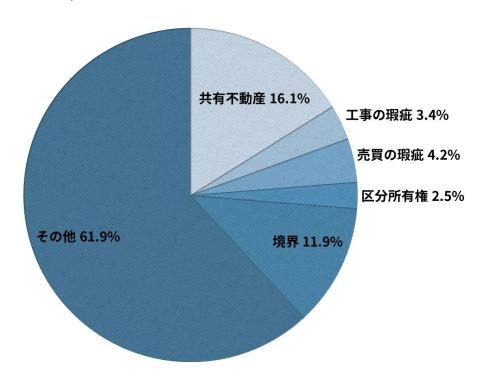
水害による自宅の後片付けのため勤務を休んだ。給料を引かれるが、それ を補償する公的支援はあるか。(2018.7)

車が浸水して困っている。車両保険でも足りない。市に何か補助金を出して もらえないか。(2018.7)

里道から水が自宅庭に流入し、庭と浄化槽が壊れた。修理に900万円弱かかる。浄化槽については、保険で300万円くらい出るようだが、足りない。県・市に問い合わせたが、住宅の損壊でなく、床上浸水もないため、支援金等の対象者に該当しないとのことであった。何か金銭的な支援があれば、教えてほしい。(2018.9)

# ウ 不動産所有権

[類型数ベース:n=118]



# (7) 共有不動産

大半の相談が、

◆ 西日本豪雨のために毀損された共有建物に関し、その修繕又は解体を 行うに当たり、共有者の同意を得ることができない、若しくは共有者 の所在が不明であるとして、その対応方法を相談するもの

である。このうち解体に関する相談の中には、共有者の同意を得ることが できず、又は共有者の所在が不明であることが公費解体制度利用の妨げに なっているというケースも相当割合見られる。

ほかに、

◆ 西日本豪雨のために崩落した共有土地に関する対応(土砂の撤去費用の負担や再発予防の方策)について相談するもの

#### も複数件見られる。

これらの相談の相当割合を、登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない不動産に関する相談が占めている。

### ❖相談事例❖ [不動産所有権] 共有不動産に関する相談

亡祖父の不動産が相続手続未了のまま裏山の土砂崩れにより被災。空家だったので、罹災証明が出るか不明。亡父の兄弟に費用負担を求めることができるか。また、父の後に母が亡くなっているが、母の相続につき相続放棄はできるか。(2018.7)

自宅の裏山が今回の豪雨で崩れ、現在も更に崩れてきそう。裏山は、自分も含め共有。何か対策はないか。(2018.8)

自宅が空家だが、将来誰も住まないと思うので、また、被害が大きいので、解体したいと考えている。罹災証明は取得できたが、当該不動産の名義はまだ祖父の名前で、祖父は亡くなっており、名義変更未了。解体にあってはどうするべきか。(2018.8)

被災地に両親が住んでいるが、被災のため住居が半壊しており、市の負担で取り壊してもらうことを希望している。しかし、その建物が別の第三者と共有のような状態となっており、その第三者の承諾がなければ取り壊せない。動きの鈍い第三者と交渉するにはどうしたらよいか。(2018.9)

#### (イ) 売買の瑕疵

いずれの相談も、西日本豪雨により浸水被害を受けた自宅建物が、その 購入時点で自治体作成に係るハザードマップにおいて洪水浸水想定区域に 位置していたというケースにおけるものである。

その内容は、購入時に売主側からハザードマップにおいて洪水浸水想定 区域に位置している旨の説明を受けなかった、又はその旨の説明は受けた が心配しなくてよいと言われたとして、売主側の責任を追及できないかを 尋ねるものである。 これらの相談は全て、東広島市、三原市又は呉市のいずれかを被災地域とする相談である。

## ❖相談事例❖〔不動産所有権〕売買の瑕疵に関する相談

数年前、市から自宅敷地の土地を購入。ハザードマップの浸水地域に位置していたが、購入時にその旨の説明はなかったところ、今回の豪雨で床上浸水した。市に対して何か言えないか。ハザードマップについて説明がないのは違法ではないか。(2018.7)

数か月前に宅地を購入して建物を建てたが、7月の豪雨で床上浸水した。 購入時に、売主から、20年前に浸水したことはあるとの説明は受けたが、 「そんなに心配しなくてよい」と言われて契約を迫られ、また、ハザード マップで浸水危険区に指定されていることの説明を受けていなかった。 (2018.8)

#### (ウ) 工事の瑕疵

住宅の建築工事若しくは土木工事、又は住宅の設備の設置工事の瑕疵について、当該工事又はその設計を行った事業者の責任を追及したいとする相談である。

瑕疵の存在が判明した時期は、西日本豪雨後にこれを契機として瑕疵の存在が判明したとする相談がほとんどであるが、瑕疵の存在は西日本豪雨の発生より前に判明しており、西日本豪雨のために瑕疵による被害が拡大したとする相談もある。

## ◆相談事例◆ [不動産所有権] 工事の瑕疵に関する相談

父の持ち家。10年前に造成された家を土地付きで中古で買った。災害前から欠陥がみられたが、大雨の後、更に盛土が流出し、穴が開いた。造成した業者に責任追及できないか。(2018.7)

自宅の法面が崩れた。10数年前に購入。ハウスメーカーからは責任は 負わないと言われた。宅地造成の業者にも責任を問うことはできないか。 仮に、今後法面が崩れて下の住民に迷惑をかけるようなことがあったら、 自分は責任を負うことになるのか。(2018.7)

# (工) 境界

◆ 西日本豪雨のために発生した土砂の流出入により自己所有地と他者 所有の隣地との境界が不明となったケースにおいて、境界を確定する ための方法を尋ねる相談

が中心である。

その他、

◆ 西日本豪雨が発生する前から自己所有地と隣地の境界が不明又は境界 について隣地所有者との間で共通認識が形成できていなかったところ、 西日本豪雨のために隣地の土砂が自己所有地に流入したと思われる ケースにおいて、その土砂の撤去を行うべき者は隣地所有者か自分か について尋ねる相談

もある。

# ◆相談事例◆ [不動産所有権] 境界に関する相談

自宅の両隣の土地との境界に土砂が流れ込んで、境界杭も流され、境界が わからなくなってしまった。自宅は大規模半壊しているが、建て直すにし ても、隣地との境界を確定しないといけない。(2018.8)

自宅はがけに隣接していて、そのがけは、ある会社と個人がそれぞれ所有する土地から成っている。会社の土地と個人の土地の境界、がけと自分の土地の境界が、いずれもわからない。豪雨によりがけが崩れ、土砂が流れ込んできた。会社とは連絡がつくので、土砂の撤去請求又は撤去費用分の請求をしたが、会社は、会社と個人がそれぞれ所有する土地と自分の土地の境界はがけの上にあるとして、これに応じない。(2018.9)

## (オ) その他

大半が、西日本豪雨のために毀損された自己所有不動産の保存、管理又は 処分について相談するものである。

保存又は管理に関する相談には、

◆ 途方に暮れて、どうすればよいかわからないと相談するもの、漠然と 対応方法を相談するもの、保存又は管理に要する費用の調達方法を相談 するもの

があり、発災から間もない時期は、これらの相談が中心である。 また、

◆ 当該不動産を使用及び収益する意思はもはやなく、これを処分したい として、その方法を尋ねる相談

もある。このような相談は、発災から間もない時期にも見られるが、20 19年に入る頃から目立つようになる。

#### ❖相談事例❖ [不動産所有権] その他の相談

家の基礎が崩れ倒壊の危険が生じている。どのように対応したらよいか。 (2018.7)

親戚の段々畑(相続登記未了)が荒地で手入れをしていなかったが、法面が崩れ落ち、時間の問題で更に崩れそうだが、補修に2000~3000万円かかるというような話を自治体の人に言われ、民有地の補修はしないとも言われた。しかし、親戚の金を集めてもそんな金額は無理そうで、これから先どうしたらよいものか。破産するしかないのか。(2018.7)

裏山が崩れ、下の田畑と民家に土砂が流入した。土砂撤去費用は誰が負担するのか。また、崩れた山を直すお金がない。(2018.7)

実家が土砂災害で半壊。実家は既に両親も他界して空家であるが、放置もできないので、土砂の撤去等をはじめ、色々やっていかないといけない。 しかし、被災地にいないので情報が入ってこず、何からどう始めればよい

#### のか不安。(2018.10)

築後数年の自宅が被災し、半壊認定を受けた。修理費用に400万円程度を要するし、恐怖心があって、もう住めないと思う。とはいえ、住宅ローンは残っており、何をどうしてよいかわからない。(2018.10)

30年以上前に購入した土地に、この度の豪雨災害で隣地の山林から土砂崩れが起きてしまった。子どもたちにもこの土地の利用意思はなく、何とか処分したい。(2019.1)

平成30年7月の豪雨災害で、所有する土地と家屋が、隣接する川が氾濫したことで水害による被害を受けた。家屋は全壊したが、市の費用で解体と撤去をしてもらうことができ、現状は更地。不要なので、行政に引き取ってもらうなどして手放したい。(2019.4)

広島県に母名義の土地がある。母は10年以上前に死亡。昨年の豪雨災害の際に生垣が崩壊し、原状に戻すのに多額の費用がかかった。このような法的義務から将来的に逃れたいが、どうすればよいか。(2019.8)

以上のほかに、土砂流出元の土地の所有権が他者にあるのか自分にある のかが判然としないとするケースや、所有する不動産の権利証を紛失した ケースに関する相談もある。

## エ 建物の賃貸借

賃貸借契約の目的物である建物が西日本豪雨のために毀損された場合に関して、次のような相談が寄せられている。

- ◆ 賃貸人と賃借人との間で建物の毀損状況の認識に齟齬があり、賃借人は居住可能と考えているが、賃貸人は、当該建物を建て替えること等を理由として、賃借人に対して明渡しを求めているケースにおいて、賃借人が賃貸人の求めに応じることの要否を尋ねる相談や、反対に、賃貸人が賃借人に明渡しに応じてもらうための方法を相談するもの
- ◆ 賃借人が賃貸人の明渡しの求めに応じたことにより、又は建物が使用 不能となったとの認識は共通していることから、賃貸人と賃借人との 間で明け渡すことの合意は概ねなされているケースにおいて、賃借人 が明渡しに伴う敷金返還や原状回復について相談するもの
- ◆ 賃貸借契約の存続を前提として、賃借人が修繕や清掃を行わない賃貸 人への対応方法や修繕がなされない間の賃料の支払義務の有無を相談 するものや、賃貸人が修繕や清掃に関する対応方法を相談するもの

賃借人及び賃貸人の双方から相談が寄せられている。

また、相談に係る賃貸借契約における建物の使用目的としては、居住用及び 事業用のいずれも見られる(賃借人からの相談のうち、事業用建物の賃貸借 契約に関する相談事例は、後記「(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の 内容の傾向」において挙げる。)。

賃借人からの相談は、例えば次のようなものであり、2019年になって も問題が解決せずに相談に及んでいる例が見られる。

### ❖相談事例❖ [建物の賃貸借] 賃借人からの相談

自宅アパートが川沿いにある。今回の災害で川の氾濫が起こり、護岸が崩れ、アパートの底地も砂が流れたらしい。ただし、アパート自体は倒壊や浸水はなく、住むことは可能。アパートの修繕のためにアパートから退去することを求められたが、退去のための資金がない。管理会社は、アパートの所有者は費用負担をしないと言う。(2018.7)

今回の豪雨で引越しができなくなってしまった。それに伴って借家の明渡しが遅れて、賃貸人から違約金が発生すると言われた。(2018.7)

賃貸アパートの2階に居住しているが、1階が浸水した。大家から建替えを理由に1か月以内の退去を求められているが、応じる必要はあるか。また、立ち退くこととした場合に、補償は受けられるか。(2018.7)

災害で家に土砂が流入し、住めなくなった。転居する予定だが、敷金はどうなるか。また、原状回復はどうしたらよいか、教えてほしい。(2018.7)

アパートが床下浸水したが、管理会社に清掃等を頼んでも忙しいからと対応してくれない。(2018.8)

母が借家に住んでいたが、被災して1階が水に浸かり、住むことができなくなった。賃貸借契約は終了する方向で話をしているが、貸主が一方的に合意書を作って送ってきた。家財道具を片付けるように求められているが、そこまではできない。貸主が家ごと壊して処分するという話もあったので、貸主に処分してほしい。その旨を合意書に追加したい。(2018.8)

災害の日に借家において床上浸水の被害があり、その直後に不動産管理会社から解除通告をされ、借家から出ていくように言われた。そこで、新しい物件を契約したところ、その後になって、あなたは出ていかなくてもよいとの連絡を受けた。結局二重契約の状態となっている。(2018.9)。

大家が修繕をしてくれず困っている。2階建てであるが、災害の影響で1階部分と駐車場が十分に使えていない。大家は修繕する義務があるのではないか。また、賃料の全額をこのまま支払い続けなければならないのか。(2019.9)

賃貸人からの相談には例えば次のようなものがあり、西日本豪雨のために 差し迫った状況に置かれた賃貸人の事情がうかがえる。賃貸人からの相談は 全て、2018年8月までに寄せられている。

# ◆相談事例◆ [建物の賃貸借] 賃貸人からの相談

賃貸に出している戸建てが床上浸水した。この家は元々県の調査で傾いていたので借主に退去をお願いしていたが、借主は高齢の夫婦のため断られていた。今回の災害で、ますます退去してほしいと思っている。退去してもらう

まで家賃をもらわなければ、賃貸人又は所有者としての責任は負わなくてもよくなるか。(2018.7)

アパートを経営しているが、住人の1人と連絡がつかない。その住人の部屋のベランダの土砂を撤去したいが、どうすればよいか。撤去しないと排水溝が詰まるおそれがある。郵便物を取りに戻っている様子はある。(2018.7)

所有しているテナント物件が天井まで浸水したところ、テナントがこちらに無断で、賃貸区画以外の部分の修繕工事の請負契約をしてしまい、その代金約100万円の請求が来ている。払う義務はあるか。また、火災保険の保険金が2000万円出ることになるが、テナントはその保険金を全部修繕に使えと言ってくる。(2018.8)

アパートを所有し、数世帯が入居しているが、豪雨により1階が浸水。復旧困難なので、12月までの賃料を免除するから12月以降は立ち退いてもらいたいと賃借人に伝えたところ、他の世帯はすんなり応じたが、1世帯は拒否している。どうすればよいか。(2018.8)

# オ その他の契約問題

[類型数ベース:n=573]

西日本豪雨が発生するよりも前に締結した契約に関する相談が45.8%、 西日本豪雨の後に締結した契約に関する相談が54.2%である。

### (ア) 発災前に締結した契約

様々な類型の契約に関して相談が寄せられているが、次のような相談が比較的目立つ。

- ◆ 西日本豪雨のために結婚式や結婚披露宴、宴席、宿泊を予定どおり 実施することが困難となったケースにおいて、式場や会場、ホテルに 対してキャンセル料を支払う義務の存否を尋ねるもの(いずれも利用 者側からの相談)
- ◆ 寄託し、若しくは寄託を受けていた物又は代車として使用していた自動車が西日本豪雨のために毀損されたケースにおいて、その損害の賠償責任の所在や対応方法を尋ねるもの

後者の相談はいずれも福山市を被災地域とする相談である。

請負契約や売買契約等の危険負担に関する相談は寄せられていない。

### (イ) 発災後に締結した契約

発災後に締結した契約についても様々な類型の契約に関して相談が寄せられているが、比較的目立つのは、次の契約に関する相談である。

◆ 西日本豪雨のために毀損された自宅建物の修繕工事請負契約

◆ 西日本豪雨のために被害を受け、又は将来の災害により被害を受ける おそれのある土地の売買契約

# カ 既往の借入金

[類型数ベース:n=61]

住宅ローンに関する相談が50.8%と最も多くの割合を占める。

住宅ローンに関する相談はいずれも、西日本豪雨のために自宅建物が毀損されたことからその建替え又は修繕をしなければならないところ、当該建物に関しては西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っており、そのために、今後、その返済や建替え又は修繕(リフォーム)のための資金の調達が困難であるというケースに関するものである。

その上で、どうしたらよいか、なんとかならないかと漠然と尋ねる相談も あれば、相談者自ら被災ローン減免制度に言及する相談もある。

自動車ローンに関する相談もある(11.5%)が、そのほぼ全てが住宅 ローンと併せて相談するものである。

		住宅ローン	50.8%
債務者側からの相談	借入金自体に 関する相談 (91.8%)	自動車ローン	11.5%
		事業資金	9.8%
		その他の借入金	11.5%
		債務種別不明	8.2%
	被災ローン減免制度の		8.2%
	手続に		
金融機関の担当者からの相談			0.0%

また、相談者が金融機関の担当者に対して被災ローン減免制度を利用する 意向を述べたところ、当該担当者が手続を理解していないようで曖昧な対応 をされた、あるいは「被災ローン減免制度を利用すると財産がほぼなくなる が、その覚悟はあるか。」と言われた、といった相談もある。

# キ 土地の賃貸借

賃貸人及び賃借人の双方から相談が寄せられているが、ほとんどが賃借人からの相談であり、次のような相談が多い。

◆ 建物所有又は駐車場としての使用を目的として賃借する土地に西日本 豪雨のために土砂が流入したケースにおいて、土砂の撤去その他当該 土地を使用に適する状態に回復する義務の所在や、賃料の支払義務の 有無、賃貸借契約の終了に関する対応について相談するもの

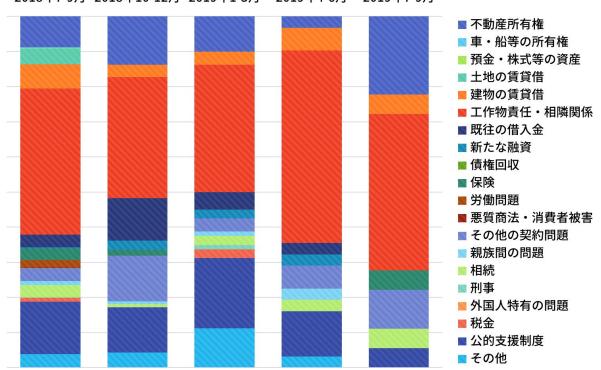
ほかに、次のような相談もある。

- ◆ 賃借する土地に今後崩落のおそれがあるケースにおいて、賃貸人への 対応方法を相談するもの
- ◆ 賃借する土地が西日本豪雨のために崩落してその土砂が他者所有地に 流入したケースにおいて、これに対応するべき義務が賃借人にあるか を尋ねるもの

# (3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移

広島県を被災地域とする相談の内容について、その3か月ごとの傾向を見ると、次のとおりである。

2018年7-9月 2018年10-12月 2019年1-3月 2019年4-6月 2019年7-9月



2018	8年		2019年		
7-9 月	10-12 月	1-3 月	4-6 月	7-9 月	
[n = 981]	[n = 116]	[n = 80]	[n = 31]	[n = 18]	
8.8%	13.8%	10.0%	3.2%	22.2%	不動産所有権
0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	車・船等の所有権
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	預金・株式等の資産
4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	土地の賃貸借
6.8%	3.4%	3.8%	6.5%	5.6%	建物の賃貸借
41.6%	34.5%	36.3%	54.8%	44.4%	工作物責任・相隣関係
3.7%	12.1%	5.0%	3.2%	0.0%	既往の借入金
0.3%	2.6%	2.5%	3.2%	0.0%	新たな融資
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	債権回収
3.3%	1.7%	0.0%	0.0%	5.6%	保険
2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	労働問題
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	悪質商法・消費者被害
3.8%	12.9%	3.8%	6.5%	11.1%	その他の契約問題
1.1%	0.9%	1.3%	3.2%	0.0%	親族間の問題
3.5%	0.9%	2.5%	3.2%	5.6%	相続
0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	刑事
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	外国人特有の問題
1.2%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	税金
14.9%	12.9%	20.0%	12.9%	5.6%	公的支援制度
3.9%	4.3%	11.3%	3.2%	0.0%	その他

本集計及び分析の対象とした期間を通じて、工作物責任・相隣関係に関する相談が常に最も多くの割合を占めている。

その余の類型の相談は、時期によって全体に占める割合に増減が見られる。 ただし、時間の経過に伴って西日本豪雨に関連する相談全体の件数が減少していることに留意する必要がある。

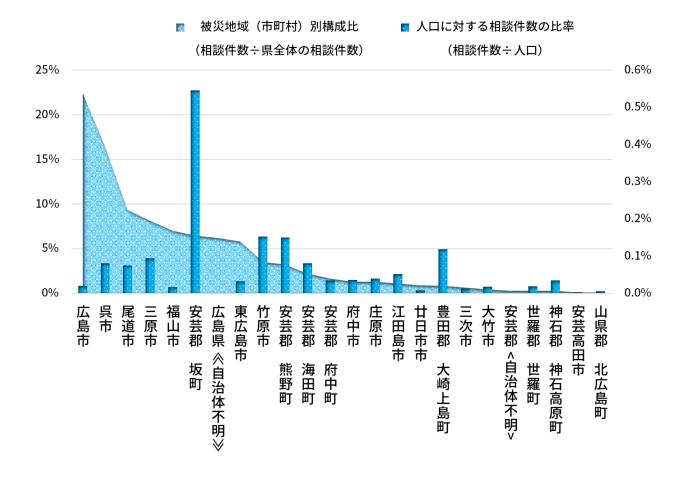
また、建物の賃貸借に関する相談が、本集計及び分析の対象とした期間を 通じて常に一定割合寄せられているのに対し、土地の賃貸借に関する相談は、 最初の3か月間にのみ寄せられ、その後は寄せられていない。

## (4) 被災地域による集計及び分析

### ア 相談の被災地域別構成比及び人口に対する相談件数の比率

(ア) 広島県を被災地域とする相談 [n=1,054]

山県郡安芸太田町を除く全ての市町を被災地域として相談が寄せられており、被災地域が広島県のほぼ全域にわたっていることがうかがえる。



	被災地域(市町村)別構成比	人口に対する相談件数の比率
	(相談件数÷県全体の相談件数)	(相談件数÷人口)
広島市	22.0%	0.019%
呉市	16.3%	0.078%
尾道市	9.5%	0.075%
三原市	8.3%	0.094%
福山市	7.1%	0.016%
安芸郡 坂町	6.5%	0.530%
広島県 ≪自治体不明≫	6.1%	_
東広島市	5.7%	0.031%
竹原市	3.6%	0.153%
安芸郡 熊野町	3.3%	0.150%
安芸郡 海田町	2.3%	0.082%
安芸郡 府中町	1.6%	0.033%
府中市	1.3%	0.036%
庄原市	1.3%	0.040%
江田島市	1.1%	0.053%
廿日市市	0.9%	0.009%
豊田郡 大崎上島町	0.9%	0.119%
三次市	0.7%	0.014%
大竹市	0.5%	0.018%
安芸郡 <自治体不明>	0.3%	_
世羅郡 世羅町	0.3%	0.019%
神石郡 神石高原町	0.3%	0.035%
安芸高田市	0.1%	0.004%
山県郡 北広島町	0.1%	0.005%
山県郡 安芸太田町	0.0%	0.000%
山県郡 <自治体不明>	0.0%	_

被災地域(市町)ごとにその相談件数が広島県全体の相談件数に占める割合(面グラフ)を見ると、割合が高い順に、<u>広島市</u>(22.0%)、<u>呉市</u>(16.3%)、<u>尾道市</u>(9.5%)、<u>三原市</u>(8.3%)、<u>福山市</u>(7.1%)、坂町(6.5%)となる。

他方、被災地域(市町)ごとに、その人口に対する相談件数の比率(棒グラフ)を見ると、これは<u>坂町</u>が際立って高い(0.530%)。その次にこの比率が高いのは、<u>竹原市</u>(0.153%)、<u>熊野町</u>(0.150%)、大崎上島町(0.119%)である。これらに、<u>三原市</u>(0.094%)、<u>海田町</u>(0.082%)、<u>呉市</u>(0.078%)、<u>尾道市</u>(0.075%)、 江田島市(0.053%)が続く。

これらの数値には、広島県における西日本豪雨による被害の状況(前記第3.1(2))が反映されているものと考えられる。

ただし、例えば東広島市を被災地域とする相談の件数は、これが広島県全体の相談件数に占める割合は5.7%、同市の人口に対する比率は0.031%であるところ、これは、同市の被害状況に照らすと、他の市町に比べて少なく、同市の被害規模を必ずしも反映していないように思われる。

広域災害においては、地域によって、マスメディアの報道や支援者による 支援情報の伝達に濃淡が生じ、これが無料相談に関する情報その他の支援 情報の周知の程度に影響することもあるから、上記の傾向が相談ニーズの 多寡を十分に反映していない可能性にも留意する必要がある。

## (イ) 広島市を被災地域とする相談 [n=232]

広島市を被災地域とする相談について、広島市の行政区別の構成比及び 行政区ごとの人口に対する相談件数の比率を見ると、次のとおりである。

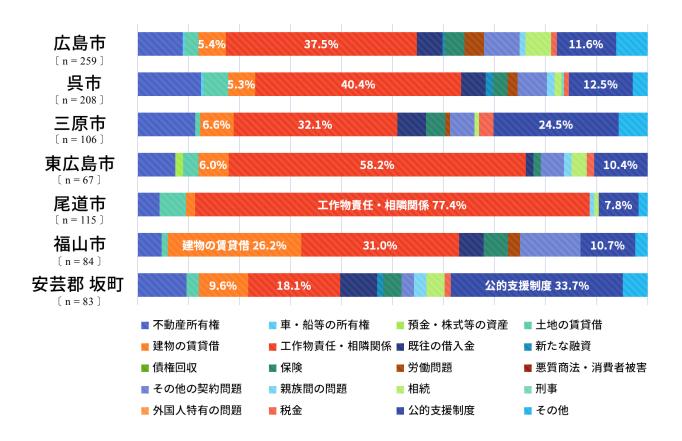


<u>安芸区</u>を被災地域とする相談は、その件数が広島市全体の相談件数に占める割合は37.6%、同区の人口に対する相談件数の比率は0.113%であり、いずれの数値も他の行政区に比べてひときわ高い。

## イ 被災地域ごとの相談内容の傾向

## (ア) 広島県を被災地域とする相談

広島県の各被災地域(市町)における相談内容の傾向を比較したものが、 次のグラフである(類型数ベース)。



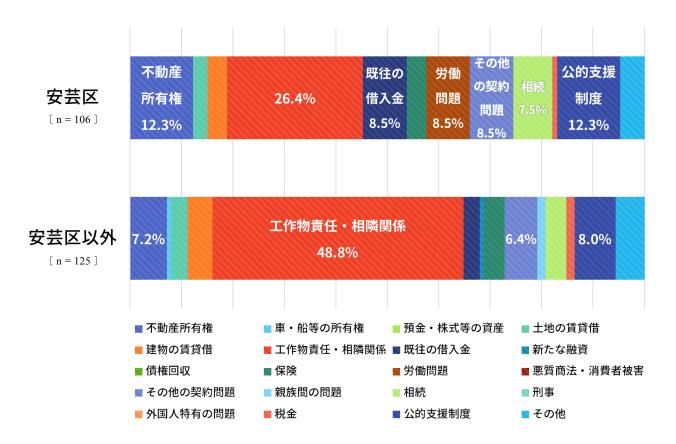
広島市、呉市及び三原市の傾向は、全体の傾向と概ね同様である。

これに対し、<u>尾道市</u>は、工作物責任・相隣関係に関する相談が圧倒的に 大きな割合を占め、東広島市もこの相談がひときわ多い。

また、<u>福山市</u>では建物の賃貸借に関する相談、<u>坂町</u>では公的支援制度に 関する相談がそれぞれ目立って多いことが特徴的である。

# (イ) 広島市を被災地域とする相談

広島市の各被災地域(行政区)における相談内容の傾向を比較したものが、次のグラフである(類型数ベース)。

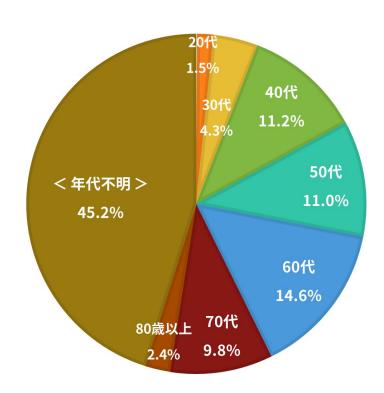


安芸区では、広島市の他の行政区に比べ、工作物責任・相隣関係に関する相談が少ない一方、不動産所有権に関する相談、既往の借入金に関する相談 及び公的支援制度に関する相談が多く、多様な相談が寄せられている。

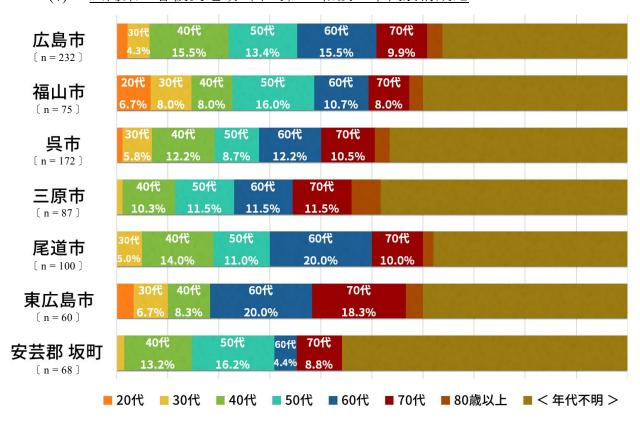
# (5) 年代による集計及び分析

### ア 年代別構成比

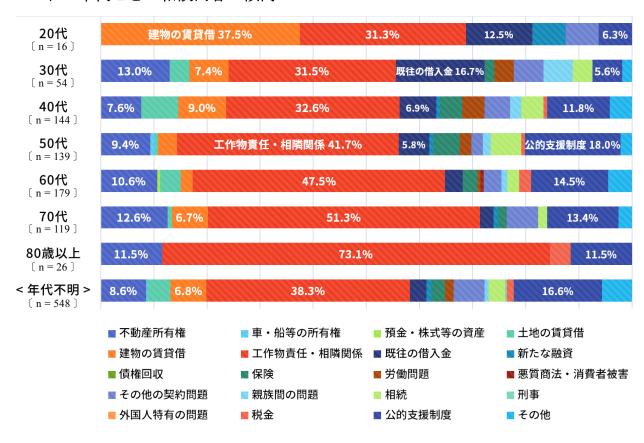
(ア) 広島県を被災地域とする相談の年代別構成比 [n=1,054]



### (イ) 広島県の各被災地域(市町)の相談の年代別構成比



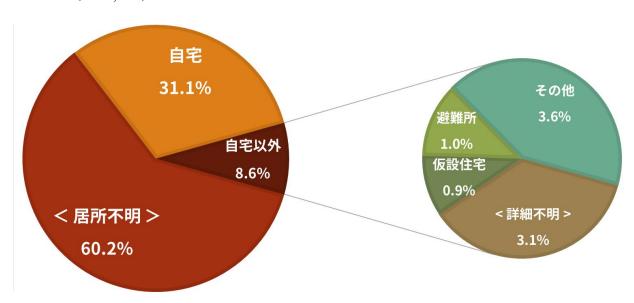
## イ 年代ごとの相談内容の傾向



### (6) 相談時の居所ごとの相談内容の傾向

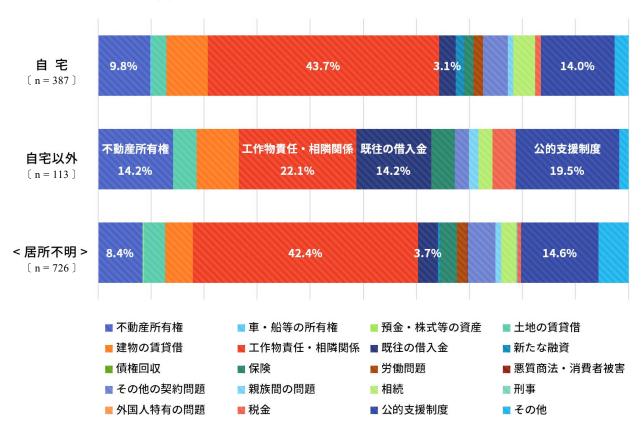
### ア 相談時の居所別構成比

[n = 1,054]



前頁のグラフは広島県を被災地域とする相談全体に係る相談時の居所別構成比を示したものであるところ、広島県の各市町を被災地域とする相談に係る居所別構成比も、全体の居所別構成比と大きく相違するものではない。

# イ 相談時の居所ごとの相談内容の傾向



### (7) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向

上記(1) - (6)の集計及び分析は、広島県を被災地域とする相談について、相談に係る当事者が事業者であるか否かを区別せずに行ったものであるが、相談票の「相談内容の概要」欄、「助言内容の要旨」欄及び「事業種別」欄の各記載の全部又は一部により、相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談もある。

これらの相談について、その当事者の事業種別を見ると、営農者が59.6%、 営農者以外の事業者が40.4%という構成である。

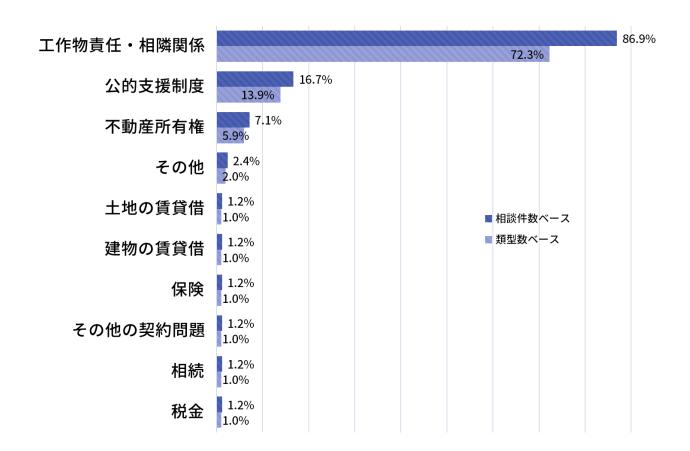
それぞれの相談について、その内容の傾向は、次のとおりである。

## ア 営農者が当事者である相談

[n = 84]

大多数が工作物責任・相隣関係に関する相談である。

そして、工作物責任・相隣関係に関する相談のほとんどが、自己所有の田若しくは畑に他者所有地から土砂等が流入したことに関する相談、又は自己所有の田若しくは畑から他者所有地に土砂が流出したことに関する相談である。これらの土砂の撤去に関連して公的支援制度について併せて相談するものもある。



土砂の流入等により被害を受けた営農者の相談は、例えば次のようなものである。

#### ◆相談事例◆ 営農者 [工作物責任·相隣関係] 被害側

自分が所有している畑に隣地から土砂が流れてきた。隣地は空き地になっていた。畑が使えなくなってしまった。隣地の所有者はなかなか動いてくれない。(2018.7)

上流の川が決壊して、他人の家に土砂が流入して全壊し、その家から自分の田んぼに家具とか電化製品が流入している。(2018.7)

みかん畑に、上の廃園になった山から土砂が入ってきた。まだ土砂が残っている。石垣が崩れ、今後みかん畑として使い続けられそうにない。誰かに損害を賠償してもらえないか。(2018.7)

所有する田に隣の工場から油が流入して、田がダメになった。隣は弁護士を立て、豪雨災害によるものなので責任なしと言う。しかし、油の流入は以前もあった。周囲の他の工場からの油の流入はない。相手に責任はないのか。(2018.8)

自分の土地の畑に他のみかん畑の土砂が流入してきた。どこの土地の土砂であるかは不明。土砂の撤去を要請したい。また、工作物の損害賠償請求をしたい。(2018.8)

上の畑から土砂が流れ、みかん園に被害発生。上の人に言ったら、その上からも土砂が流れていた。誰に言えばよいか。(2018.8)

農地に隣地の山から土砂や岩石が流入してきて、農地が使用できない。撤去を行政にしてもらえないか。また、隣地所有者との交渉の方法や、宅地と農地の取扱いの差等も教えてほしい。(2018.8)

とうもろこし等を栽培していたが、豪雨で上の県道が崩れ、作物の6割が ダメになった。県に相談に行くと「不可抗力」として、損害賠償できないと 言われた。県道に隣接してある私道部分はきちんとブロックがあった関係 で、そこからの流入はなかった。損害賠償してもらえないのか。(2018.8)

平成30年7月の大雨で裏の山が崩れた。田んぼや畑に被害が出た。土砂の撤去や農地の復旧をどのように進めればよいか。(2018.8)

床上浸水があり、家にあった農機具が浸水し、修理が必要になった。市に修理代の補償を請求したが応じてくれない。補償はしてくれないのか?自分は、今回の災害はダムの管理が不十分であったことによる人災だと思っている。(2018.10)

上が畑、真ん中に自分の畑、下は民家で、上から崩れたが、上の人が動いてくれない。上の人は弁護士に委任したが、何も進まない。(2019.1)

昨年の豪雨により隣地の土砂が流出して自己の所有地の田が埋まっている。 (2019.6)

自身の所有する農地から土砂が流出した側の営農者の相談は、例えば次のようなものである。

#### ❖相談事例❖ 営農者 [工作物責任·相隣関係] 加害側

所有する段々畑の階段が崩れて、他人の家屋に土砂が流入した。その家屋の所有者から、速やかに土砂を撤去の上、生活補償をするよう、何度も電話で要求されている。ただ、その家は空家であった可能性があり、その人は別の場所に住んでいる。(2018.7)

畑が土砂崩れを起こし、下の民家に流出した。自治体による土砂の撤去や撤去費用の援助は、自治体により異なるのか。他の市では自治体による撤去がなされているが、自分の住む市では対象外である。また、今後土砂崩れを起こさないようにするための工事を考えているが、何か自治体による援助はあるか。(2018.7)

段々畑の上段の所有者だが、下段の人に対してどのような責任を負うか。 壊れた段々畑の復旧の補助金申請の期限が迫っているが、行ったほうがよい か。下段の人は農業をやめている。石垣の所有権がどちらに属するのか、 共有なのかは、よくわからない。(2018.8)

父の畑が災害で崩れて下の家の土地に土砂が流入し、更にがけが崩れかけて

いる。予防する義務が当方にあるか。また、土砂撤去に関する市の担当課が知りたい。(2018.8)

今回の災害で所有する農地が下の土地に流れた。幸い大きな被害はなかったが、今後、大きな災害があったときが心配。所有農地の上流には水はけに問題を抱えている土地もあるので、何とかしてもらいたい。どういう場合に自分が責任を負うことになるか。(2018.8)

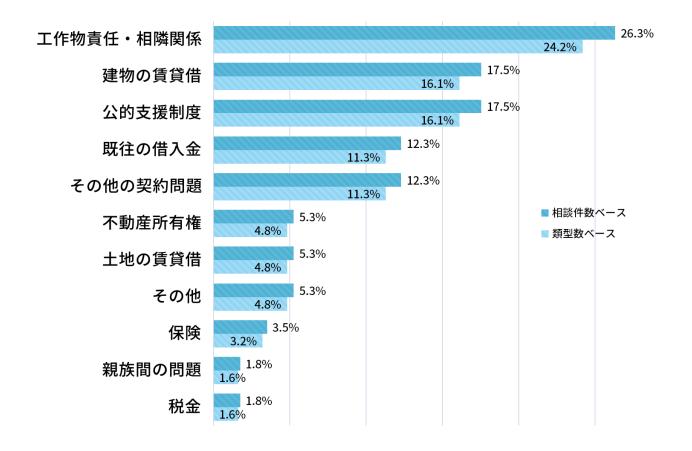
父の畑が平成30年7月の大雨で崩れ、隣地の畑に土砂が流れ込んだ。土砂を撤去する責任はあるのか。(2019.4)

# イ | 営農者以外の事業者が当事者である相談

[n = 57]

工作物責任・相隣関係に関する相談が全体の約4分の1であり、最も多くの割合を占めるが、建物の賃貸借に関する相談や公的支援制度に関する相談、 既往の借入金に関する相談、その他の契約問題に関する相談も相当割合を 占めている。もっとも、工作物責任・相隣関係に関する相談や建物の賃貸借 に関する相談については、その内容は事業者に特有のものではなく、事業者 でない当事者の相談内容と共通する。

また、既往の借入金に関する相談の中には、<u>西日本豪雨の影響により廃業</u> し、又は廃業を決意したケースに関する相談も複数件寄せられている。



例えば次のような相談が寄せられている。

### (ア) 工作物責任・相隣関係に関する相談

### ❖相談事例❖ 営農者以外の事業者 [工作物責任・相隣関係]

隣家の裏山(段々畑状)が崩れて、自宅兼店舗に流入した。現在も休業中。自分の裏山は、木を伐採したりしてきちんと管理していて崩れていない。 隣家には過去何回も、危ないので管理してほしいと言っていたが、動いてもらえなかった。このような経緯があるので、予想外の降雨だったということでは納得いかない。(2018.7)

会社所有の山が今回の災害で一部崩れ、近隣の道路や公園に土砂が落ちてしまった。道路や公園自体は市が復旧してくれたが、今、住民から、今後再び土砂崩れが起きないように何とか対応してくれと強く言われている。市にも相談したが、市としては土砂災害防止の対応はできないと言われた。(2018.7)

#### (イ) 建物の賃貸借に関する相談

### ❖相談事例❖ 営農者以外の事業者 [建物の賃貸借]

豪雨のため、飲食店経営のために借りた物件に雨漏りが生じ、内装業者による内装工事が遅れる。また、トイレ等、水回りを使えないことが明らかになった。営業ができないので賃貸借契約を解除したいが、解除できるか。 (2018.7)

事務所と倉庫を借りている。マンホールの蓋が豪雨により壊れ、現在は ビニールで蓋をしている。大家に修理するよう言っても、してくれない。 退去も求められている。(2018.7)

飲食店を経営。床上浸水。店舗の復旧のために金融機関からは猶予はもらっている。しかし、賃貸人は、営業ができない7月と8月の家賃を支払えと言ってきている。(2018.8)

観光客相手にお店をやっている。しかしインフラ等が回復せず売上がないが、賃料は支払わなければならないか。(2018.8)

被災した。店舗を借りていて、家主から出ていけと言われているが、出ていく必要があるのか。また、家賃を全額支払う必要があるのか。(2018.8)飲食店を経営。店舗は賃借している。7月の災害で裏山が崩れ、土砂流入により建物が一部損壊。土砂が大量で、ボランティア等にも撤去を手伝ってもらっているが、まだ完了はしていない。土砂撤去の責任は誰にあるか。公費撤去の申請は既にしている。また、借家の損害は誰に請求するべきか。(2018.10)

### (ウ) 公的支援制度に関する相談

# ❖相談事例❖ 営農者以外の事業者 [公的支援制度]

自宅があるのとは別の自治体で個人事業を営んでいたが、その町の建物が被害を受けた。この場合、罹災証明は発行してもらえるのか。(2018.7) 経営する会社の工場が被災し、操業が停止している。今後の事業継続については、現時点では何とも言えない。従業員の給料の支払も難しくなって

### いる。支援制度はないか。(2018.7)

商業ビルを有している(貸店舗募集中で空家状態だった。)。一帯が土砂で埋まり、ビルも土砂に埋まっているが、商業ビルのため土砂の撤去もしてもらえない。何か対応方法はないか。(2018.8)

半壊認定の建物で飲食店を個人で営業していた。災害に関する支援金の 適用対象にならないのか。(2018.9)

経営するペンションの裏手の土地が土砂崩れにより削り取られた。何か補償してもらえないのか。(2019.1)

# (4) 西日本豪雨の影響により廃業したケースに関する相談

### ❖相談事例❖ 営農者以外の事業者 [廃業したケース]

災害の関係でお客が減り、経営していた食堂を閉めた。リース料等、数百万円の負債があるが、払えそうにない。自己破産希望。(2018.10)

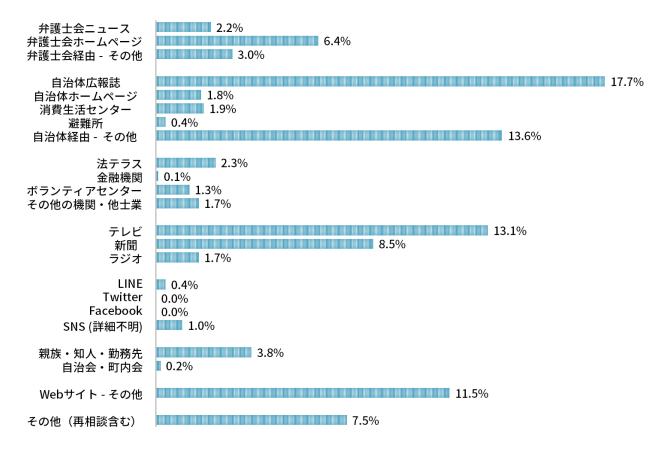
豪雨災害のため、経営していた法人が倒産。その連帯保証人として債務超過。 (2019.1)

### (8) 相談者が本無料相談を知った経緯について

## ア 全体の傾向

[n = 1,095]

相談者が本無料相談を知った経緯の傾向は、次のとおりである。



# イ 相談者が本無料相談を知った経緯の年代ごとの傾向

